

## 平成27年度南大隅町議会定例会3月会議 会議録（第1号）

招集年月日 平成27年4月9日  
 招集の場所 南大隅町議会議事堂  
 開 会 平成27年4月9日 午前10時00分

開 議 平成28年 3月 3日 午前10時25分

### 応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	12番 川原 拓郎 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	13番 大村 明雄 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	
5番 平原 熊次 君	9番 井之上 一弘 君	

不応招議員 なし  
 出席議員 全員  
 欠席議員 なし

### 地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	経済課長	尾辻 正美 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	浜川 和弘 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	畦地 耕一郎 君
総務課長	石畑 博 君	建設課長	石走 和人 君
支所長	田中 明郎 君	町民保健課長	馬見塚 大助 君
会計管理者	花里 友二 君	総務課課長補佐	相羽 康德 君
企画観光課長	竹野 洋一 君	総務課主幹	中之浦 伸一 君
介護福祉課長	水流 祥雅 君	総務課財政係長	上之原 智 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 立神 久仁子 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (7番) 水谷 俊一 君 (8番) 大久保 孝司 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成28年3月3日 午後15時30分

## ▼ 開 議

### 議長（大村明雄君）

ただいまから、平成27年度南大隅町議会定例会3月会議を開きます。  
議事日程表により本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

## ▼ 日程第 1 会議録署名議員の指名

### 議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、水谷俊一君及び大久保孝司君を指名します。

## ▼ 日程第 2 審議期間の決定

### 議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。  
3月会議の審議期間は、本日から3月23日までの21日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

### 議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。  
したがって、3月会議の審議期間は、本日から3月23日までの21日間に決定しました。

## ▼ 日程第 3 諸般の報告

### 議長（大村明雄君）

日程第3 これから諸般の報告を行います。  
本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました「陳情書の写し」のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。  
一般的事項につきましては、お手元に印刷配布しておりますので、口頭報告を省略します。

- ▼ 日程第 4 議案第 5 3 号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第 5 議案第 5 4 号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第 6 議案第 5 5 号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第 7 議案第 5 6 号 南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件
- ▼ 日程第 8 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 2 号）について
- ▼ 日程第 9 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- ▼ 日程第 1 0 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ▼ 日程第 1 1 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- ▼ 日程第 1 2 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）について
- ▼ 日程第 1 3 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について
- ▼ 日程第 1 4 議案第 6 3 号 平成 2 7 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ▼ 日程第 1 5 議案第 6 4 号 平成 2 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

#### 議長（大村明雄君）

日程第 4 議案第 5 3 号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件から、日程第 1 5 議案第 6 4 号 平成 2 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてまで、以上 1 2 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

#### 町長（森田俊彦君）

おはようございます。

ただ今、一括提案となりました、議案第 5 3 号から議案第 6 4 号までの 1 2 件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第 5 3 号は、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本案は、平成 2 7 年人事院勧告に伴い、「一般職の職員の給与に関する法律等」が一部改正されたことに伴い、所要の改訂を行うものであります。

主な内容は、「俸給表」及び「勤勉手当」の改定並びに地方公務員法改正による諸規定の

整理であります。

俸給表の改定率については、民間給与との格差を埋めるため、平均0.4%の引き上げ。

勤勉手当については、勤務実績に応じた給与を推進するため、支給月数を「0.10月」引き上げを行うものでございます。

次に、議案第54号は、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本案は、一般職の給与改定に準じ、「特別職の職員の給与に関する法律」が一部改正されたことに伴い、所要の改訂を行うものであります。

主な内容は、町長・副町長・教育長の期末手当について、支給月数を年間「3.10月」から「3.15月」へ「0.05月」引き上げを行うものでございます。

次に、議案第55号は、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本案は、一般職の給与改定に準じ、「特別職の職員の給与に関する法律」が一部改正されたことに伴い、所要の改訂を行うものであります。

主な内容は、議会議員の期末手当について、支給月数を年間「3.10月」から「3.15月」へ「0.05月」引き上げを行うものでございます。

次に、議案第56号は、南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本案は、南大隅町立歯科診療所の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1 施設の名称 南大隅町立歯科診療所

2 指定管理者となる団体

住 所 肝属郡南大隅町佐多伊座敷 3591 番地

名 称 佐多地区歯科診療所

代表者名 安楽弓人 氏

3 指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であり  
ます。

次に、議案第57号は、平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）について  
であります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千9百41万7千円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4千6百12万3千円とするものであ  
ります。

今回の補正の主なものは、歳入歳出予算では、歳出予算において、人事院勧告に基づく  
人件費の増額、自治体情報システム強靱化向上事業、地域振興基金積立金等の計上及び事  
務事業の決算見込みによる増減を行い、歳入予算では、歳出の増減に伴う、特定財源、一  
般財源について調整したところでございます。

また、第2条では、次年度への繰り越しが必要な16事業について繰越明許費の設定を、  
第3条では、債務負担行為の追加を、第4条では、地方債の追加及び借入限度額の変更を  
行うものであります。

次に、議案第58号は、平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
3号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5百65万9千円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2千6百63万1千円とするものでありま

す。

今回の補正の主なものは、歳出において、一般被保険者療養給付費の増額や後期高齢者支援金の減額等を行い、一方、歳入予算では、前期高齢者交付金の調整による減額及び基金繰入金の増額等を行ったところでございます。

次に、議案第59号は、平成27年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3千2百1万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4千2百52万2千円とするものであります。

今回の補正は、工事請負費等の減額や事務事業費の決算見込みによる調整等でございます。

また、第2条では、債務負担行為の設定を行うものであります。

次に、議案第60号は、平成27年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4百73万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3千5百9万6千円とするものであります。

歳入歳出の主なものとしましては、医師派遣委託料の減額と事務事業費の決算見込みによる調整及びそれに伴う診療使用料及び一般会計繰入金の減額等であります。

次に、議案第61号は、平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千3百37万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6千4百78万1千円とするものであります。

歳入歳出の主なものとしましては、居宅介護サービス給付費等の増額計上及び事務事業費の決算見込みによる予算調整並びにそれに伴う国庫支出金、県支出金、支払基金交付金等の調整であります。

次に、議案第62号は、平成27年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千3百16万6千円とするものであります。

今回の補正は、介護予防事業派遣負担金等の増額及び介護予防マネジメント委託費等の減額であります。

次に、議案第63号は、平成27年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9千8百60万1千円とするものであります。

今回の補正は、県農業集落排水協会費の増額計上と決算見込みによる歳入歳出予算の調整であります。

次に、議案第64号は、平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2百70万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千5百23万1千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みによる、歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議、ご決定下さいま

すようお願いいたします。

## 総務課長（石畑博君）

それでは、議案第57号 一般会計補正予算第12号について御説明いたします。

まず、1ページでございます。

議案第57号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算第12号、平成27年度の南大隅町の一般会計補正予算第12号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千9百41万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4千6百12万3千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正 第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正 第4条 地方債の追加、変更は、「第4表 地方債補正」による。

6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正 今回16事業について繰越の設定をお願いするものでございます。まず自治体情報システム強じん性向上事業2千1百49万2千円。北緯31度線モニメント整備事業1千2百12万4千円。町道馬籠松山線道路改良舗装事業9百30万円。町道発電所線道路改良舗装事業2千8百とび7万6千円。町道川内線牛牧橋橋りょう新設事業1億2千2百77万2千円。町道塩入横別府線道路改良舗装事業2千3百23万円。町道久保樋之口線道路改良舗装事業1千4百20万円。大隅半島フラワービュー創生事業1千1百10万円。社会資本整備総合交付金事業（下園橋改修）3百50万円。同じく（郡橋改修）8百70万円。同じく（吹添橋改修）3百30万円。防衛施設周辺整備事業（町道中野熊之細線舗装補修）2千87万6千円。防災行政無線同報系デジタル化整備事業7千9百32万円。農業用施設災害復旧事業1千1百28万8千円。林道災害復旧事業7千1百8万円。道路橋梁災害復旧事業1億8千3百86万円でございます。

続きまして下段の第3表 債務負担行為であります。歯科診療所指定管理委託料、期間、平成28年度から平成30年度までの3年間、限度額は、南大隅町立歯科診療所施設の管理に関する年度協定書第4条の規定により算出した額、派遣職員住宅等賃借料、期間、平成28年度から平成29年度までの2年間、限度額2百19万6千円の2件の追加をお願いするものです。

続いて7ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正であります。1件の追加と6件の限度額変更をお願いするものです。

一般補助施設整備等事業、限度額1千5百80万円を追加し、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の地方債と同様でございますので、お目通し下さい。

今回の追加は、平成27年度国の補正予算（第1号）による自治体情報強じん性向上事業の実施に伴うものでございます。

次に、合併特例事業の補正前限度額2億1千7百50万円を、2億1千40万円に、過疎地域自立促進特別事業の限度額1億8百20万円を1億8百万円に、漁港建設事業の限度額1千4百90万円を、0円に、住宅建設事業の限度額6百30万円を5百万円に、防

災行政無線整備事業の限度額3億1千3百40万円を2億8千5百10万円に、災害復旧事業の限度額1億4千2百70万円を1億4千1百50万円にそれぞれ変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はありません。

今回の変更は、それぞれ事業費の補正に伴う減額の調整でございます。

続いて10ページをお願いします。

10ページ以降の歳入歳出についてでございますが、今回の補正は、事業費確定及び決算見込み等による歳入歳出の調整を行うものでございます。主なものにつきましてご説明いたします。

まず10ページをお願いいたします。

歳入でございますが、12款 分担金及び負担金 2項 負担金 5目 教育費負担金に38万3千円。これは、町外からの幼稚園利用者分の費用を所在市町村が負担するものでございます。

続いて12ページをお願いいたします。

14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 5目 総務費国庫補助金に6百91万円。これは、個人番号カード等関連事務委任及び交付事務費の追加交付と、そして地方公共団体情報セキュリティ強化対策費の補助金を計上したものでございます。

続いて14ページをお願いいたします。

16款 財産収入 1項 財産運用収入 2目 利子及び配当金に7千2百29万6千円。これは、基金の国債運用による収入増加の見込み分を計上したものでございます。

続いて15ページでございます。

16款 財産収入 2項 財産売払収入 1目 不動産売払収入に5百96万9千円。これは町有林整備に伴う間伐材売払収入及び、旧辺塚小学校校長住宅土地建物売払収入を計上したものでございます。

続いて16ページでございます。

20款 諸収入 4項 雑入 1目 雑入でございます。上から6番目でございますが、後期高齢者広域連合負担金、8百61万6千円。これは派遣職員の人件費分として広域連合が負担するものでございます。

続いて18ページをお願いします。

18ページ以降、歳出についてでございますが、減額分につきましては割愛させていただきます。追加分の主なものにつきましてご説明をいたします。

まず、各費目におきまして平成27年人事院勧告に伴う職員等の人件費の増減額を計上しております。

19ページからお願いいたします。2款 総務費 1項 総務管理費 3目 電算管理費、委託料に2千1百49万2千円。これは自治体情報システム強じん性向上事業で本町の情報セキュリティの強化を図るものでございます。

続いて21ページをお願いいたします。

2款 総務費 1項 総務管理費 11目 財政調整基金費から16目 地域振興基金費までは、財産運用収入等を財源とした積立金の調整を行い、今回の補正予算全体の調整の中での剰余分は、町有施設整備基金及び地域振興基金に積み立てるものでございます。

続いて22ページから、お目通しいただきまして28ページまでは、事業費確定等及び決算の見込み等による歳出の増減の調整でございます。

29ページをお願いいたします。

5款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費、補助金に機構集積協力金3件で、合

計で1千4百37万6千円。これは交付事業を実施した地区及び農家への補助金を交付するものでございます。

続いて30ページをお願いいたします。

5款 農林水産業費 1項 農業費 3目 畜産業費、備品購入費に2百50万円。これは地域重要疾病防疫体制確立事業として死亡家畜の保管施設を購入設置するものでございます。

続きまして、31ページから35ページまではお目通しをいただきまして、36ページの最上段でございます。住宅管理費の住宅使用料の償還金として26万1千円。これは過年度分住宅使用料の還付金であります。

続いて37ページの9款 教育費の2目 事務局費の13 委託料に15万円。これは新しい下宿生のための自転車収納庫の製作の委託でございます。

続いて38ページをお願いいたします。

同じく、2目 教育委員会事務局費の最上段にあります積立金に400万円。これは旧辺塚小学校校長住宅の土地売却収入と一般財源を足して、学校施設整備基金に積み立てをするものでございます。

続きまして、39ページからずっと捲っていただきまして44ページまでは、事業費の確定に伴います決算見込み等による歳出の増減調整でございます。

最後の45ページでございます。

11款 公債費につきましては、地方債の利率の確定によります利子の調整したものでございます。

以上、ご審議・ご決定方をよろしくお願い申し上げます。

## 町民保健課長（馬見塚大助君）

続きまして議案第58号をお願いいたします。

南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第58号 平成27年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度 南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5百65万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2千6百63万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

7ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、主なものにつきまして、ご説明いたします。

3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費等負担金 5千1百60万2千円を計上いたします。一般被保険者の医療給付等に係る国庫負担分です。

3款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 財政調整交付金 3千1百13万8千円を計上いたします。一般被保険者の医療給付等に係る国庫補助分です。

4款 療養給付費等交付金 1目 療養給付費等交付金1千3百44万3千円を減額いたします。退職被保険者の医療給付費等に係る診療報酬支払基金からの交付金の減です。

8ページです。

7款 共同事業交付金 1目 高額医療費共同事業交付金3百4万9千円を計上いたしま

す。80万円以上の医療費に係る交付金です。

2目 保険財政共同安定化事業交付金 1千1百71万4千円を減額いたします。医療費を平準化するための共同事業に対する交付金の減です。

9款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金 1千1百17万9千円を計上いたします。主なものは保険基盤安定繰入金の保険者支援分の率の改正です。

9ページをお開きください。

11款 諸収入 1目 一般被保険者第三者納付金百23万3千円を計上いたします。交通事故に係る4件分の医療費です。

10ページでございます。歳出をご説明いたします。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費 3千万円を計上いたします。療養給付費の今後の支払見込みによるものです。

2目 退職被保険者等療養給付費 1千万円を減額いたします。療養給付費の減によるものです。

3款 後期高齢者支援金等 1目 後期高齢者支援金 2千28万5千円を減額いたします。主なものは前々年度の超過交付分の精算に伴う減になります。

11ページをお開きください。

7款 共同事業拠出金 2目 保険財政共同安定化事業拠出金 2百39万1千円を減額いたします。医療費を平準化するもので、それに伴う拠出金の分です。

8款 保健事業費 2項 保健事業費 2目 医療費適正化特別対策費 4百76万2千円を減額いたします。医療費適正化特別対策事業の精算見込みによる減です。主なものは管理栄養士の報酬でございます。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

## 建設課長（石走和人君）

続きまして議案第59号について、ご説明申し上げます。1ページをお開きください。

議案第59号 平成27年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3千2百1万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4千2百52万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

4ページをお開きください。

第2表の債務負担行為でございますけども、今回3件をお願いするものでございます。

事項、水質検査業務委託 期間 平成28年度 限度額 8百72万8千円。

続きまして、簡易水道施設電気設備保守管理業務委託 期間 平成28年度 限度額 1百70万円。

3点目ですが、佐多地区簡易水道施設管理業務委託 期間 平成28年度 限度額 3百万円でございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、第1款 事業収入のうち、水道使用料につきましては、52万6千円を追加し、滞納繰越分でございます。

工事収入につきましては12万6千円を追加、工事手数料等でございます。

第4款 繰入金は、事務事業費等の決算見込みによる調整等により、一般会計繰入金4千60万円を減額しようとするものでございます。

第5款 繰越金につきましては、前年度繰越金百99万7千円を追加し、第6款 諸収入、雑入は、5百93万9千円を追加するものでございますが、主な理由としましては、中間申告消費税の還付金等でございます。

続きまして8ページをお願いいたします。

3歳出でございますけれども、大部分につきましては、事務事業費の決算見込みにより不要額の整理を行うものでございます。主なものをご説明申し上げます。

第1款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費では、1千2百88万3千円を減額するものでございますが、第13節 委託料58万4千円の減額。業務委託料の執行に伴う不要額を整理するものでございます。第27節 公課費 1千1百20万円の減額。平成26年度消費税確定申告に伴う整理を行なうものでございます。第2目 簡易水道管理費 1千7百28万9千円の減額でございますけれども、主なものとしましては、第11節 需用費4百14万9千円の減額。消耗品費49万4千円の減額は、水道メーター器購入等に伴う執行残の不要額を整理するものでございます。光熱水費90万円の減額。修繕料2百48万円の減額については、不要額を整理するものでございます。

9ページをお開きください。

第13節 委託料9百52万2千円の減額でございますけれども、水道管網図の作成業務委託に伴う執行残が出ましたので不要額を整理するものでございます。第15節 工事請負費3百万円の減額につきましては、施設整備に関する不要額を整理するものでございます。第3款 公債費 第1項 公債費 第2目 利子 第23節 償還金利子及び割引料1百84万円の減額につきましては、償還金利子分の不要額を整理するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

## 支所長（田中明郎君）

議案第60号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）について、ご説明をいたします。

議案第60号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）

平成27年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4百73万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3千5百9万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページ歳入です。主なものについて説明をいたします。減額分については、決算見込みによる調整したものですのでご覧いただきたいと思っております。

1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 診療使用料であります。これについては、辺塚診療所診療使用料30万円の減額。大泊・郡診療所診療使用料の7百万円の減額。佐多診療所診察使用料2百47万7千円を増額し、総額差引4百82万3千円の減額するものであります。

3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金 辺塚診療所一般会計繰入金10万4千円を計上。大泊・郡診療所一般会計繰入金4百99万3千円を計上し、佐多診療所一般会計繰入金5百82万5千円を減額し、それぞれ総額72万8千円を減額するものであります。

7ページ歳出です。

1款 総務費 1項 施設管理費 2目 大泊・郡診療所一般管理費に嘱託員等報酬20万円を計上するものであります。

1款 総務費 1項 施設管理費 3目 佐多診療所一般管理費 パート賃金16万8千円を計上するものであります。後については、決算見込みによる調整したものであります。

よろしくご審議、ご決定下さるようお願いいたします。

### 介護福祉課長（水流祥雅君）

次に、議案第61号をお願いいたします。1ページをお開き下さい。

平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

平成27年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千3百37万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6千4百78万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページをお開きください。歳出よりご説明させていただきます。

今回の補正予算は、第2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 居宅介護サービス給付費として5百万円。2目 施設介護サービス給付費に5百45万8千円。3目 地域密着型介護サービス給付費として2百47万2千円計上しておりますが、今後到来する3月ないし4月の支払いを推計し、その不足分を計上したものでございます。なお、これに伴い、2項の介護予防サービス等諸費 9ページ 3項 その他諸費の財源構成を行なっております。また、4項の高額介護サービス等費を百万。5項 特定入所者介護サービス等費に約百50万円計上しておりますが、同様に不足額として計上したものでございます。

次に、10ページをお開きください。

3款 地域支援事業費 1項 介護予防事業費として百22万円減額しておりますが、高齢者元気度アップ事業における記念品、運動教室における不用額でございます。また、2項の包括的支援事業・任意事業費を83万3千円減額しておりますが、2目の任意事業費では訪問看護師並びに福祉介護手当の不用額。3目の認知症総合支援事業では検討委員会及び旅費1名分の不用額でございます。

次に、歳出に伴う歳入といたしまして、6ページをお開きください。

まず、1款 保険料でございますが、今回百万円追加計上いたしております。3款の支払基金交付金では一次予防事業に関する定率分としまして、28%相当の34万1千円減額し、4款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 調整交付金を1千5百5万4千円追加計上しておりますが、給付費の増額に伴う変更申請によるものでございます。また、2目及び3目では一次予防事業並びに任意事業費の減額に伴ない、定率分を減額したものでございます。また、5款 県支出金、2項 県補助金でも国庫と同様、一次予防事業並びに任意事業費の減額に伴ない、定率分を減額したものでございます。7款 繰入金 1項 一般会計

繰入金も同様に、一次予防事業並びに任意事業費の減額に伴ない、定率分を減額いたしました。

さらに、次に7ページでございますが、歳入歳出を調整し、不用額として、百7万5千円減額しております。なお、現時点での基金保有額でございますが、3千6百83万9千5百39円となっております。

引き続き、議案第62号をお願いいたします。1ページをお開きください。

平成27年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）平成27年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千3百16万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。歳出から説明させていただきます。

今回の補正予算は、総務費の一般管理費として介護予防ケアプラン作成の委託料を20万円減額し、また給与改定に伴い、社会福祉協議会より派遣いただいております4名分の人件費として35万円追加計上したものでございます。なお、不足財源15万円は6ページ一般会計繰入金としたものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定下さるよう、お願い申し上げます。

#### 支所長（田中明郎君）

議案第63号 平成27年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

議案第63号 平成27年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成27年度南大隅町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9千8百60万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページ歳入であります。

1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 下水道使用料14万2千円計上するものであります。3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金を39万7千円を減額するものであります。

7ページ歳出であります。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 農業集落排水事業費、水位計の修繕に46万1千円計上いたします。負担金補助及び交付金に県農業集落排水協会会費として15万円計上いたします。後については、減額分については決算見込みによる調整し、総額8万9千円減額するものであります。2款 公債費 1項 公債費 2目 利子 償還金利子16万6千円減額するものであります。

よろしく審議、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

## 町民保健課長（馬見塚大助君）

続きまして、議案第64号をお願いします。

南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。1ページをお開きください。

議案第64号平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2百70万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千5百23万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。まず、歳入でございますが、主なものにつきまして、ご説明いたします。

1款 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料2百31万1千円を減額いたします。

2目 普通徴収保険料の現年度分を92万4千円。滞納繰越分を9万9千円計上いたします。

3款 繰入金 1目 事務費等繰入金37万3千円を減額いたします。2目 保険基盤安定繰入金1百49万1千円を減額いたします。保険基盤安定分担金の確定に伴うものです。

5款 繰越金、1目 繰越金84万6千円を計上いたします。

7ページ歳出でございます。

1款 総務費 1目 一般管理費16万円を減額いたします。主なものは、役務費、保険証送料の執行残でございます。2款 後期高齢者医療広域連合納付金 1目 後期高齢者医療広域連合納付金1百49万1千円を減額いたします。保険基盤安定分担金の確定に伴う執行残です。3款 保健事業費 1目 健康保持増進事業費64万1千円を減額いたします。長寿検診事業の執行残です。4款 諸支出金 2目 還付金40万円を減額いたします。資格喪失等による還付額の見込減によるものです。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

## 議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第53号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

## 議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第53号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第54号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第54号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第55号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第55号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第56号 南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

### 議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号 南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

### 議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第57号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）について、質疑はありませんか。

### 7番（水谷俊一君）

32ページ、商工振興費の中で、南のグルメ飲食店支援事業委託、南の最先端「岬の音・龍の光」事業、雄川フェスタ実行委員会の委託、負担金かな、これは全て半額、半分減額という事になっておりますけれども、これは予算の組み替えという事でよろしいですか。

### 町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

### 企画観光課長（竹野洋一君）

ただいまの件でございますが、県の元気おこし事業等の採択によりますその分が別途に入るという事で減額をしたままでございます。

### 7番（水谷俊一君）

その採択された時期、元気おこし事業が、いつ、何月、採択されたか分かれば教えて下さい。

### 企画観光課長（竹野洋一君）

採択の時期がですね、事業ごとで若干は変わっておりまして、詳細の日付を持ち合わせておりませんが、それぞれ事業の採択については、元気おこし事業についてはですね、年度途中にまたがるものが大変多くございまして、全体的に県の方にもこの認定を早くして下さいという要望はしているところでございますが、そういう状況でございます。

（「されてはおるという事ですか。」 との声あり。）

## 議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

## 8番（大久保孝司君）

15ページの寄付金の中のふるさと納税寄付金について、質疑をいたしたいと思いますが、平成26年度の決算の中では365万程だったかなというふうに思っております。27年度、この予算を見る限りで280万の現状では、このような状態なのかなというふうに推測しているわけですが、まだ3月も終わってませんので、27年度の実際の金額は分かりませんが、全国的にこのふるさと納税につきましては、年々増えてるというのが普通の見方でありまして、私共の町では本当のふるさと納税を貫いているというのも、私もこの事については何も意義もございませんし、これが本来のふるさと納税であろうというふうに思っておりますが、ただ、私共の町を離れた方々にそういったアピール、お願い、こういったところが26年度に比べて少なくなってきたのじゃないのかなという気がいたしております。また、或いは26年度におきましては、100万を寄付して下さった方、或いは30万寄付をして下さったという決算も出ておりますけれども、50人程で365万、私が聞いたところによりますと、27年度は80人で280万程度じゃないかというふうには聞いております。これは定かでないですけれども、この事を考えますと少し少ないという気がするんですが、この現状、ふるさと納税の現状と27年度の現状と人数を教えてください。それと、28年度に続いて、このような事業をそのままされていくのか、答えられるべき所がありましたらお願いします。

## 議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10 : 21
～
10 : 22

## 議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 8番（大久保孝司君）

それからもう一つ、29ページの歳出の部分で、産業振興支援事業についてですが、降灰事業等を含めまして、当初で1千万程の事業を予算を立てられておいて、現状では20件程の申し込みがあり、1千万円を超える事業になったという事で、私も喜ばしい事だろうと思っておりますし、また、降灰事業等がこの中では大きく膨らんでいるだろうと思っておりますが、現在認定農家にですよ、これは限られているわけですが、認定農家になっていない方がまた書類上を色々出していただいて認定農家になって、そして、この補助をばしていくという形になってるわけですが、認定農家になっていない方々が認定農家になったという事で喜ばしい事ですので、この事業を始めてから認定農家になった方々の増減、人数はどれくらいなのか、分かりましたら示していただき……。

### 町長（森田俊彦君）

今ご質問になられた部分は、それぞれの担当課長に説明はさせますけれども、ふるさと納税に関しまして、何で減ったのかというような事だったんですけれども、大まかには大口の納税の方が減りました。というような現状であろうかというふうに思っておりますし、また、あと3月末まで占めてみないと分かりませんが、また、今回また新たに寄付をするというようなお話も来ておまして、まだそれも送金中という事でございます。確認は取れておりませんが、ちょっとこの金額より増えるんではなかろうかというような事。それと、先ほど最終的な今後どうするのかみたいな話だったんですけども、来年度の予算の中でまたそちらの方はまたご返答申し上げられる計画を持っておるとい事だけご案内申し上げておまして、あとの数字につきましては各担当課長に説明させます。

### 企画観光課長（竹野洋一君）

ふるさと納税の平成27年度の現在までの状況でございますが、今、大まかには町長が申されたとおりでございますけれども、具体的な数字と致しましては、2月25日現在で確認をしましたところ、金額的には2百83万8千8百46円。これは、団体が1件、それから個人76件で、合計で77件でございます。内訳で見えていきますと、県外の方が61件、それから県内で16件というふうになっておりますが、先ほど町長が申されましたとおり、実は1件、大口のふるさと納税、納税をされるという方がですね、つい先週連絡があつておりますが、これにつきまして、ふるさと納税という取り込みでしていくか、もしくは一般の寄付としていくかという部分、今本人とですね、調整をしているところもございまして、そういったものが含まれますと、この金額は前年度並みには上がっていくかなという考えでありますが、アピールであったり色々な取り組みにつきましてはですね、今まで議員が申されたような状況も考えておりますけれども、今後はまた新たな方向も展開も考えながら事業の推進を図っていきたいと思っております。

### 経済課長（尾辻正美君）

ご質問の産業振興支援事業の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、当初予算で1千万、12月、今回、決算見込みを12月と今回補正を組んでいただきまして、決算見込みを1千1百35万6千円と見込んでおります。件数は議員おっしゃるとおり20件でございまして、うち18件が認定農業者、2件が認定新規就農者となっております。18人の認定農業者のうち、認定農業者でなかった方がこの補助金を貰う為に認定農家になった1件把握しております。ただ、全体と致しまして、27年度中の増減、何件認定新規就農者が増えたかというのは、申し訳ございませんが把握してないところでございます。

### 議長（大村明雄君）

よろしいですか。

（「いいです。」との声あり。）

### 議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。  
これから、議案第57号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。  
したがって、議案第57号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）については、原案のとおり可決されました。  
これから質疑を行います。  
議案第58号 平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。  
ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。  
これから、議案第58号 平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

3号) についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第59号 平成27年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号 平成27年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 平成27年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第60号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。  
これから、議案第60号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）  
についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。  
したがって、議案第60号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）  
については、原案のとおり可決されました。  
これから質疑を行います。  
議案第61号 平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算  
（第4号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。  
これから、議案第61号 平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会

計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第62号 平成27年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号 平成27年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 平成27年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第63号 平成27年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。  
これから、議案第63号 平成27年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。  
したがって、議案第63号 平成27年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
については、原案のとおり可決されました。  
これから質疑を行います。  
議案第64号 平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。  
これから、議案第64号 平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第1号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

### 議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

### ▼ 日程第16 議案第65号 南大隅町過疎地域自立促進計画の策定について議決を求める件

### 議長（大村明雄君）

日程第16 議案第65号 南大隅町過疎地域自立促進計画の策定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

### 町長（森田俊彦君）

議案第65号は、南大隅町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法が、平成33年3月末まで5年間延長されたことにより、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「過疎地域自立促進市町村計画」を定めるものであります。

今回は、南大隅町第2次総合振興計画に掲げる施策の実現に向け、人口減少に伴う地域の変化に、柔軟に対応するとともに、過疎地域が直面する課題を解決し、地域の中において、安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるよう、南大隅町過疎地域自立促進計画に定めるものであります。

なお、本案につきましては、県関係機関と協議済みであることを申し添えます。

よろしくご審議、ご決定下さいますようお願いいたします。

### 議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

### 議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第65号 南大隅町過疎地域自立促進計画の策定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 南大隅町過疎地域自立促進計画の策定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

**議長（大村明雄君）**

暫時休憩します。

11:34  
～  
11:35

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

- ▼ 日程第17 議案第66号 南大隅町行政不服審査会条例制定の件
- ▼ 日程第18 議案第67号 南大隅町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定の件
- ▼ 日程第19 議案第68号 行政不服審査法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定の件

**議長（大村明雄君）**

日程第17 議案第66号 南大隅町行政不服審査会条例制定の件から、日程第19 議案第68号 行政不服審査法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定の件まで、以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[ 町長 森田 俊彦 君 登壇 ]

**町長（森田俊彦君）**

議案第66号から第68号は、南大隅町行政不服審査会条例等の制定の件であります。

これらの議案は、平成28年4月1日から改正行政不服審査法が施行されることに伴い所要の改訂を行うものであります。

具体的には、地方公共団体は裁決に際して諮問する機関である第三者機関を設置することを明記したほか、不服申立を行った審査請求人等が審理員に提出された書類の交付を求める際の手数料の規定を整備、また、審査法改正に伴う関係条例の文言についても所要の改訂を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定下さいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

これから質疑を行います。

議案第66号 南大隅町行政不服審査会条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第66号 南大隅町行政不服審査会条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 南大隅町行政不服審査会条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第67号 南大隅町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。  
これから、議案第67号 南大隅町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定の件を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。  
したがって、議案第67号 南大隅町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。  
これから質疑を行います。  
議案第68号 行政不服審査法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。  
これから、議案第68号 行政不服審査法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例

制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 行政不服審査法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

## ▼ 日程第20 南大隅町鹿児島県立南大隅高等学校生徒寮条例制定の件

**議長（大村明雄君）**

日程第20 議案第69号 南大隅町鹿児島県立南大隅高等学校生徒寮条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[ 町長 森田 俊彦 君 登壇 ]

**町長（森田俊彦君）**

議案第69号は、南大隅町鹿児島県立南大隅高等学校生徒寮条例制定の件についてであります。

本案は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、南大隅町鹿児島県立南大隅高等学校生徒寮の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであります。

寮の名称 「南大隅町鹿児島県立南大隅高等学校生徒寮」

位置 「南大隅町根占川南3682番地3」

寮費の額 「食費を含まず、全室一人につき月額2万円」であります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**7番（水谷俊一君）**

本条例は、南大隅高等学校生徒寮の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものというふうに趣旨で謳ってあるんですが、その管理に関して管理者の立場、そういう必要な事項等が一切見受けられないように思うんですが、その辺をこの条例に謳わなかった理由があればお伺いいたします。

**町長（森田俊彦君）**

教育部局に説明させます。

**教育振興課長（浜川和弘君）**

水谷議員のご質問でございますが、寮の管理運営について、第12条の方で教育委員会規則の方に委任するという事を定めておりまして、管理についてはそちらの方で定めさせてもらうという事で考えております。

（「管理人についての不足の部分を。」との声あり。）

管理人につきましては、業務委託としまして、今業者の選定に入るところであります。

**7番（水谷俊一君）**

業務委託という事で、規則の方で定めると。議会承認必要としないから条例に謳わなかったという事になるのですか。ある程度、何らかの形で、その委託に関しても何かのその管理者に関して設置及び管理に関して必要な事項という文言でこの条例に謳っていながら、そういう事を一切この条例に謳わなかったという事の、何か理由その辺があれば。もう必要でなかったというふうに教育委員会としては考えられたという事でよろしいのですか。

**教育振興課長（浜川和弘君）**

いいえ、そういう事ではなくてですね、管理の責任は教育委員会が第一義的には持つと。その中で、教育委員会の規則の中で具体的な管理については定めていくという事で考えております。

**議長（大村明雄君）**

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第69号 南大隅町鹿児島県立南大隅高等学校生徒寮条例制定の件を採

決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 南大隅町鹿児島県立南大隅高等学校生徒寮条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

**▼ 日程第21 議案第78号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件**

**議長（大村明雄君）**

日程第21 議案第78号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

**町長（森田俊彦君）**

議案第78号は、南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本案は、平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき合理的配慮を行うため、これまで賃金で雇用しておりました「特別支援教育支援員」を「学習支援員」と名称を変更したうえで、嘱託職員として雇用しようとするものです。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**8番（大久保孝司君）**

この28年度予算においては、この条例に変えた、制定された形で行なわれておりますか。

**町長（森田俊彦君）**

教育部局に説明させます。

**教育振興課長（浜川和弘君）**

28年度予算にこの形で計上させて頂いております。

**議長（大村明雄君）**

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第78号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

**議長（大村明雄君）**

休憩します。

11：45

～

13：00

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

- ▼ 日程第 2 2 議案第 7 0 号 平成 2 8 年度南大隅町一般会計予算について
- ▼ 日程第 2 3 議案第 7 1 号 平成 2 8 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 4 議案第 7 2 号 平成 2 8 年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 5 議案第 7 3 号 平成 2 8 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 6 議案第 7 4 号 平成 2 8 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 7 議案第 7 5 号 平成 2 8 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 8 議案第 7 6 号 平成 2 8 年度南大隅町下水道事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 9 議案第 7 7 号 平成 2 8 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議長（大村明雄君）

日程第 2 2 議案第 7 0 号 平成 2 8 年度南大隅町一般会計予算についてから、日程第 2 9 議案第 7 7 号 平成 2 8 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまで、以上 8 件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

[ 町長 森田 俊彦 君 登壇 ]

( 町 長 施 政 方 針 )

町長（森田俊彦君）

ただいま一括提案となりました議案第 7 0 号から、議案第 7 7 号までの提案理由と併せまして、まず平成 2 8 年度の町政運営に対します私の考え方の一端を述べさせていただきます。

まず冒頭、1 月下旬の豪雪並びに異常低温により、甚大な被害を受けられました農家の皆様方に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。特に春バレイショをはじめスナップエンドウなど、豆類等の被害につきましては、異常気象とは言え、温暖な気象特性を活かした作物への被害の大きさに、農家の方々の心中を察するところで御座います。町としましても、農林水産省や鹿児島県等と連携し、基幹作物として今後の作付意欲の低下とならないよう被害を受けられました農家の方々の救済に、全力で取り組む所存であります。

平成 2 7 年度は、地方創生のスタートであり、正に、いま日本のおかれている状況がメディア等でも如実に報道され、この地方創生への取り組みは、まだまだ時を早くして政策を打つべきではなかったかと、私は大きく感じております。

国の機能を維持していくために、いま大きな課題として浮き彫りになっております人口減少対策については、緊急的とも言える国策課題であり、社会構造の大きな枠組みの改善が必要であることは言うまでもありません。

データによりますと、日本の人口は現在、1 億 2 千 7 百万人ですが、今のままの出生率と死亡率から推計しますと、西暦 2 2 0 0 年には 1 千 3 百 9 1 万人と十分の一に、3 0 0 年経つと 4 2 3 万人、三十分の一になると試算されております。さらに西暦 2 9 0 0 年に

なりますと、日本人は4000人になると予測されております。

全国的な流れの中、本町におきましても10年前合併時10,432人の人口が、今年2月には7,959人となっております。人口増対策につきましては、全国各自治体が戦略を展開しているものの、効果の発現には数十年を要し、国民全体での取り組みが必至であること、そして国の存続のためには、国機能の維持が最重要課題であり、正に国と地方が総力を上げて、このことへの大きな取り組みが「地方創生」であります。

このような時代趨勢の中、本町をはじめとする小規模町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化と人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、また中山間地域や不利益地域を抱える町村においては、総じて税源に乏しく、厳しい財政運営を余儀なくされている状況も少なくなく、町政運営にも厳しい取り組み姿勢が求められる昨今であります。

平成27年度を振り返りますと、重点施策でありました産業振興と福祉の拡充について、昨年度当初、国策に先駆けて、本町におきましては「南大隅町版地方創生事業」として、17の新規事業を導入いたしました。子育て世代から一次産業、二次産業への支援、そして居住環境等への支援策として、7,500万円余りを事業化し、特に福祉関係では子育て世代を対象に、産まれたお子さんへの出産祝い金の拡充、給食費の軽減化、そして18歳までの医療費無料化の三点セットには、大きな評価を頂いており、私なりに子育て支援日本一を自負しております。

また、産業振興につきましては、新規就農など第一次産業を問わず、新規起業への支援、また基幹産業の拡充支援と後継者への安定的経営維持への支援策など、経営意欲に満ちた制度活用の需要も多く、追加の補正予算をお願いしたところでもあります。

特に、「南大隅町自治会チャレンジ創生事業」につきましては、これまで要望の多かった事業をはじめ、地域が独自の発案により行う自治会主催事業を中心としたイベント支援において、多種多彩な自治会が楽しめる事業実施がなされ、若者からお年寄りまでの異世代交流の活性化と、敬老会等についても地域によっては新しい事業としての取り組みも進められ、それぞれの地域でこれまでにない活性化が図られたところでもあります。

昨年3月に、本町の今後10年間の進むべき方向と主要施策及び重点施策を盛り込んだ第2次総合振興計画が承認されました。また10月には「南大隅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と、「南大隅町人口ビジョン」が国の指針に基づき、関係各位のご理解のもと策定され、基本的には最上位計画に位置付けられる第2次総合振興計画を基軸に、まずは前期5年間の事業を進めてまいります。

まちづくりの今後の目標として掲げる基本理念としては、ひとつに「町民と行政が知恵と力を出しあって行動する協働のまちづくり」、二つ目には「地域の宝を活かして人々がふれあう交流のまちづくり」、三つ目に「笑顔に満ち未来につなげる希望のあるまちづくり」、この3つをまちの将来像として、子や孫に感動を与えるまちづくりと定め、未来につなげるべくコンセプトとして、「新たな始動から、ダイナミックな躍動、町民に持続的な感動」の創出につなげてまいります。

そのなかでも最も重要視する項目を人口増対策とし、現在推計される10年後の人口予測6,110人を、目標人口7,000人と定め、各種施策を展開していく考えであります。これまで町民皆様のご意見ご要望をお聞きする機会として、町主催の町政座談会を各地域ごとに開催して参りましたが、27年度は新たな事業提案や要請のあった団体や自治会へ出向く形での、「出前座談会」として町民との対話スタイルに変更いたしました。これまでに町内の各自治会や地区公民館、自治会長会、若手農業者団体、商工会、女性会、青年団、

町P連など、各種団体の皆様との意見交換により、多種多彩なご意見を賜りました。

その中で、私が特に感じたことは、「町民皆さんがそれぞれの立場で、居住されている地域に、誇りを持っておられる。」ことでした。そして住み慣れた地域をさらに住み易いふるさとにしていきたいという地域の方々の思い入れを熱く感じたところでございます。

この10年間、全国的な流れもありますが人口減少は容赦なく進んでおります。人口を増やすことも必至の政策課題であり、地方創生に絡まった人口増対策は当然進めて行きながら、一番大事なことは「今、地域に住んでおられる方に、地域を理解していただくことで、地域の良さをアピールしていただき、そして住み易いまちであり、人を呼び込むふるさととして、誇りに思える南大隅町を創っていくこと」が大事であると考えます。

これまで、事あるごとに申し上げておりますように、抜本的な行政改革に取り組んだこの10年間で、着実に安定かつ堅実な行政運営ができてきたところです。

これまでに取り組んできた行財政状況をひも解いてみますと、平成17年度から10年間は、正に財政立て直しを中心とした改革でありました。新規事業の抑制や、既存事業の取捨選択、そして、時の政権による一括交付金等の有効活用と有利な地方債運用で一般財源の支出を抑制し、人件費の削減に徹した10年であったと理解しております。

財政運営の軌道修正も町民皆様のご理解の賜物であり、町民一丸となって取り組んだ成果であると考えているところで御座います。特に人件費削減の効果は大きく、平成17年当時は職員数183名の人件費が14億5千3百万円、10年後の平成27年度は59名減の124名で、人件費は11億1千3百万円と、単年度比較では3億4千万円の減となっており、人件費のこの10年間での加重削減額は、19億4千4百万円となっており、これまでの基金造成に対し大きく寄与できたところでもあります。

このことは地方債と基金のバランスについて、引き続き効率運用ができる長期的財政安定期に入っていると言っても過言ではないと考えております。

今後におきましては、これまで町民各位のご理解のもと、ほぼ財政状況も安定しておりますので、住民サービスの低下とならないよう適正な職員採用も行い、いま本町で頑張っておられる町民各位へ、町民一丸となり取り組んだ今の財政効果の恩恵をお一人お一人にお伝えすることが今後の方向性であると考えます。当然、まだまだ不足のインフラ整備や、高齢化による生活への不安のないよう本町独自の政策を展開してまいります。

ここ2年間は、観光振興策を重点施策として環境省や鹿児島県と佐多岬や雄川の滝について協議し、全体計画が完成致しましたので、今年度からそれぞれの機関により工事に着手され、現計画では平成30年3月を目標に、今後2年間での事業完了を予定しております。このような流れから、観光開発については、着実に完成までのレールが敷かれましたので、目標設定までに完全に成就できるよう施策の工程管理に努めます。

そして今後、新たな政策課題として、本町におけるいまの時代の環境を的確に捉え、いま町民から求められる本町に真に必要な施策を重点課題として設定し、取り組むべきであると考えます。

具体的な考え方としましては、今年度からは、待ったなしのこの厳しい人口減対策として、本町独自の地方創生を完成させるため、まずは基本である単位自治会の機能維持再生が急務であることを、自治会長の皆様方からも強く要請されており、これまでの経緯と現状を踏まえ「自治会支援と福祉の拡充」を重点施策に掲げ、私は、平成28年度のキャッチフレーズを「個性豊かな自治会創生」と定め、既存施策の三本柱プラス観光と併せ、関連する新たな施策を推進してまいります。

平成27年度に立ち上げました「南大隅町版地方創生事業」については、あらゆる分野

への対応事業が多種多彩であり、多くの町民から好評を得ております。引き続き町民目線に立った制度の拡充・追加を図り、この事業がすべての町民の皆様方に浸透して参りますよう、さらに推進していく考えであります。

また、地方創生若者定住の三原則は、仕事、結婚・出産、子育て環境であります。地方で安定して生活ができる仕事環境を提案・醸成しつつ、まずは出会いの機会と魅力的な若者支援、そして若者に活気が出るまちづくりの環境を整え、地方ならではの異世代交流や支援策などを絡めた、「都会の若者が住んでみたい!」と、考える町づくりを目指します。

一方では、お年寄りに生きがいの持てる地域環境を提案し、特に小規模自治会においても新しい活動環境への支援や、校区単位での生きがいつくり事業への支援、地区公民館ごとの独自性をもった活動支援、地域担当職員での事務支援など、高齢化率の高い自治会が「でくっど、おいげん、自治会もやってみろや!」と、やる気をもっていただけるよう、今でないとできない活動、個性豊かな地域の特色に、個性あふれる楽しみの持てる環境づくりを進めてまいります。

予算の投資については、これまでの10年間での、行政改革による実績を私なりに評価し、そして町民各位にも大きく感謝し、引き続き基金積み増しへの基本姿勢は厳しく堅持しながら、これまでの行革の成果を町民に還元すべく予算執行に配慮し、議会の一般質問等でも、基金の効率的運用についてはご意見も多く頂いておりますので、特に既存事業への投資と併せ「自治会支援と福祉の拡充」については、重点的取り組みを推進し、今回あらたに、チャレンジ創生事業の一環として「地域活性化助成金」の交付など、積極的な予算投資を進めてまいります。

これまでの堅実な財政運用のもと、健全財政のルールが着実に敷かれて来ておりますので、町民への還元投資として必要な施策については大胆な発想の転換も必要でありますので、今しか出来ないことは、スピード感をもって対応してまいります。

なお、今年度から住民サービスの向上を図る目的で3つのワンストップ相談窓口をスタートさせます。まず、一つ目は自治会の活動支援を目的に、自治会長の実務の煩雑化による自治機能の低下を招かないよう自治会の施設改修や環境整備、チャレンジ創生事業や自治会主催のイベント実施の相談窓口を設置し、自治会長の高齢化による実務の煩わしさを解消し、迅速な単位自治会の活動機能を支援するため、自治会長の皆様より電話等いつでも相談できる体制を整え、高齢自治会が負担にならないよう活動しやすい環境をつくってまいります。

二つ目は、これまでも要望の高かった移住・定住・新規就農・新規起業等に対する総合的な相談窓口を新設し、町内外からの多岐に亘る問い合わせ等に柔軟に対処できるようサービスの一元化を図ります。

三つ目は、これからの時代に容赦なく訪れる介護や要望の多かった福祉サービスの制度等に関する一元的な相談窓口を新設し、町内居住の独居のお年寄り等の支援に、町外居住の家族の方が安心して相談できる体制整備を目的に、福祉サービスの相談窓口を設置します。

ただいま申し上げました、自治会支援相談員・移住定住相談員・福祉サービス相談員については、経験豊富な職員を専門職として、4月1日から配置し住民サービスの更なる向上に努めてまいります。

平成28年度予算については、当初予算額が対前年度比4.50パーセント、3億3百76万6千円増の、総額70億4千9百36万円を計上させていただいております。

主な事業としましては、

佐多地区簡易水道統合事業 に	4億3千3百59万8千円
防災行政無線整備事業 に	3億2千1百44万3千円
超高速ブロードバンド基盤整備事業 に	1億7千万円
第二岩崎隧道補修整備事業 に	1億6千5百万円
防衛施設周辺整備事業 に	8千3百94万2千円
公営まち住宅現地立替事業 に	7千1百33万2千円
活動火山防災営農対策事業 に	4千9百30万8千円
多目的広場整備設計/用地取得事業 に	3千9百73万5千円
小中学校パソコン機器等購入事業 に	3千7百80万円
佐多診療所医師住宅新築事業 に	2千とび40万円

などとなっております。

歳入については、地方交付税に依存する状況が続いております。予算の構成比を見ますと、自主財源率は18パーセントであり、国・県支出金が15.6パーセント、地方交付税が44.6パーセント、地方債が19.3パーセントという状況であります。

また、歳出については、総務費17.3パーセント増、これは超高速ブロードバンド基盤整備負担金事業によるものであります。教育費8.1パーセント増で、これは小中学校パソコン機器購入事業によるものであります。

今年度は、例年になく大きな予算総額でございますが、その要因である、投資的事業の財源には、交付税措置のある有利な地方債を活用することといたしました。その結果、地方債残高は一時的に増加いたしますが、一般財源の負担を最小限に抑えるための措置であり、地方債残高と基金積立額のバランスに配慮しながら、引き続き将来に亘り、健全で持続可能な安定的財政運営に努めるところであります。

なお、歳入確保として取り組んでおります基金の運用に関しましては、南大隅町資金管理及び運用規則に基づき安全を第一に、保有する基金を単年度定期から複数年定期へ更新し、また一昨年来、定期預金から国債、地方債、政府保証債などの公共債に切り替え、確実かつ有利な運用での歳入の確保に努めてきているところであります。

現在、テレビ・新聞等でも毎日のように報道されておりますように中国経済の減速、原油安、アメリカの利上げなど世界経済が不安定となっている状況です。そのような中で株価、国債などの債券にも今後も多大な影響を与えるものと思われませんが、当該年度においても流動性の少ない固定性の基金を、有利な条件のもとで状況を見極めながら公共債へ切り替えを進め、数年後には国債等の占める割合を5割程度とし、年間利息6千万円を目標に安定した財産運用収入の確保に努めてまいります。

また、平成27年度決算見込みにおける地方債と基金の残高については、地方債残高8億4千万円、基金残高が90億6千万円で、一町民あたりに換算しますと借金に当たる地方債残高が、合併時、町民一人当たり120万6千円から111万1千円に減少し、基金残高は合併時16万9千円から113万8千円に大きく積み立てできたところであります。地方債残高については、人口減により一人あたりの減少率は低いものの、良質地方債が主であり、貯金にあたる基金残高については約6.73倍と、大きく積み増しでき、当面は健全財政を堅持していけると理解しております。

それでは、引き続き各分野ごとの今年度施策についてご説明します。

まず初めに、本町の基幹産業であります農林水産業についてであります。

政府の掲げる「地方創生」の柱となる第一次産業の振興につきましては、「南大隅町まち・ひと・しごと総合戦略」に定めた基本目標を達成するため、「就業の促進」、「リーダーの養

成」、「地域特産作物の導入」、「生産条件整備」などの具体的な施策・事業の着実な推進に努めてまいります。

また、来訪者と生産者がふれあえる場として、ふるさと祭り、ふれあい地産地消フェア、肉の感謝祭、お魚祭りを開催し、地産地消、地産来消の取り組みを進めてまいります。

先に発表された農林業センサス速報値で見る本町農業の現状は、農業就業人口、基幹的農業従事者数ともに大きく減少し、一定の経営耕地面積の集積傾向は見られるものの、後継者不足・耕作放棄地の増加など数値的には非常に厳しい状況であります。

このため、本町の特色を活かした「生産所得の向上」と「観光目線」及び「他産業」との連携による農業所得向上の実現に向け、生産から流通、加工販売までを目指し、農業振興ビジョンに沿った事業を進めます。

農業後継者対策といたしましては、「人・農地プラン」の取り組みの強化と農地中間管理事業の推進により、担い手の確保を図り、また従来の第一次産業成長化支援事業等の拡充に加え、農業経営環境としては新規就農者の研修制度等の構築及び企業参入による農業振興の方策も検討しております。

また、1月末の大雪等による農作物被害につきましては、町議会、県議会、及び農林水産省による迅速な現地調査を行って頂いたところでございます。今後、国・県の支援策を活用しながら、被害農家が営農意欲を損なわないような本町独自の被害対策支援も行ってまいります。

次に有害鳥獣による農作物等の被害対策については、引き続き、「追い払い」「侵入防止」、「捕獲」の3つの取り組みを強化してまいります。特に最も効果的であると考え「捕獲」については、狩猟者の減少に対応するため、狩猟免許取得者を増やす対策として、「免許取得経費」及び「登録経費等」の全額助成を行うとともに、「箱ワナ」による狩猟の推進を検討して参ります。また、本町の温暖な気候に適した、そして鳥獣被害の影響を受けにくい作目への作付け転換と産地化を進めます。

農業委員会活動としては、優良農地の保全と耕作放棄地の抑制のため、引き続き農地パトロールの強化、農地貸借の斡旋と耕作放棄地を引き受ける農家への支援、集落内の放置果樹木等を適正管理する対策を進めてまいります。

畜産振興につきましては、子牛価格の高騰が続いており、養豚、ブロイラーの経営状態も良好な状況であります。しかしながら国内外では、「口蹄疫」、「高病原性鳥インフルエンザ」、「豚流行性下痢」などの家畜伝染病が発生しており、今後も引き続き、十分な防疫体制を実施する必要があります。畜産経営と農場周辺的生活環境の両立は非常に重要な課題でもありますので、国・県及び町単独事業により、畜産経営環境の整備を進めてまいります。また、平成29年に開催される第11回全国和牛共進会に向けた取り組みを強化し、優良銘柄の確立と畜産経営環境の改善を進めます。

次に、林業振興についてでございます。本県の木材需要量の動向は、大手製材工場の整備や木質バイオマス発電所の稼働開始により、需要量が急増し林業・木材産業にとって好機を迎えております。このため、県では木材生産推進プランを策定し、年間木材生産量100万立方メートルの早期実現を目指しております。本町においても、森林組合の体質強化と町有林及び民有林の一体的な経営計画による効率的な施業体制を確立し、計画的な木材生産量の増加増益と発展的な林業振興を図るため、南大隅町有林の経営委託を進めます。

次に水産業の振興につきましては、引き続き、国・県等の補助事業導入により養殖漁業及び沿岸漁業の振興を図り、漁業者及び漁業協同組合の経営安定と漁業資源の開発・育成・保全に努め、今年度は伊座敷漁港の施設整備や、急速冷凍システムの事業計画に着手の予

定であります。

また、昨年度から取り組んでおります豊富な海産資源を活かした水産物加工開発の取り組みも、漁家の生産額並びに所得向上に向けて引き続き進めてまいります。

続いて本町の観光振興についてであります。

南大隅町観光振興基本計画を踏まえ、観光協会や国、県のほか、大隅、指宿の市町や広域団体など関係機関とも連携を図り、積極的に取り組んでまいります。

佐多岬につきましては、昨年10月に国、県とともに報道発表を行いました。概ね平成29年度末の完了が予定されており、国、県の事業実施個所の工事が着々と進む中、本町が行う北緯31度線記念モニュメントの設置も先般着工したところです。

平成28年度におきましては、公園エントランス部分の工事に県が着手し、完成後は本町が管理・運営していく観光案内所の内装デザインの設計、施工に取り組む予定としております。佐多岬を訪れる観光客に喜んでいただき、楽しめる施設に仕上げていきたいと考えております。佐多岬は、本町はもとより大隅半島においても、観光振興上極めて重要な観光資源であり、今後も関係機関との緊密な連携を図り、着実な進捗管理に努めてまいります。

佐多岬と併せて、本町の重要な観光資源である雄川の滝は、引き続き高い注目度を維持し、昨年9月のシルバーウィークには、一日の来客数が佐多岬を上回る日もあるほどの人気スポットとなっています。現在は、今年度に着手した牛牧橋の架け替え工事が順調に進んでいるほか、県が主体となって、傷みの目立つ遊歩道の整備にも着工していただいたところです。なお、遊歩道の整備には約3年かかると見込まれておりますが、今後、県による駐車場の整備や、本町が行う町道発電所線の部分改良なども予定されていることから、観光客に不便をかけないよう関係機関との連絡調整を図り、一層、雄川の滝の魅力をPRしてまいります。

本町の観光まちづくりを担う中心的な組織として、昨年4月に南大隅町観光協会が発足し、観光ポータルサイトとなるホームページの作成、観光おもてなしPR車の運営、おもてなし研修会の開催、会報の発行などの事業を手探りで取り組んでいただいたところです。平成28年度におきましては、引き続き観光おもてなしPR車の運営や研修会開催、会報発行などを実施していくほか、より効果的かつ戦略的な観光広報活動を展開していく計画であり、町としても積極的に支援していく考えであります。

平成29年度末の佐多岬整備の完了を見据え、行政と観光協会の協働による相乗効果で、本町の観光がより一層盛り上がるよう取り組みを深めてまいります。

佐多岬や雄川の滝の整備が着々と進む中、本町を訪れた観光客に、町内を巡っていただき、より大きな経済効果につなげるためには、佐多岬や雄川の滝以外の観光スポットの整備・充実も欠かすことはできません。

町内の主要観光施設であるネッピー館、なんたん市場、大浜海浜公園、さたでいランド、ホテル佐多岬、さたでい号につきましては、引き続き指定管理者による管理運営を行い、民間の創意工夫を活かして観光客へのおもてなしを充実してまいります。

また、台場公園の砲台跡は、原型がほぼ残る県内唯一の遺跡として、先般、発掘調査も行われており、平成30年に迎える明治維新150年に向けて、新たな見学者の増加も期待されます。これに対応すべく、老朽化したトイレを建て替え、観光客の利便性を向上させてまいります。

このようなハード事業は様々な面で進んでいますが、一方でソフト事業が充実していかなければ、今後、リピーターを呼び込むことは厳しくなっていくと思います。そこで、着地型観

光や本町の対外的PRを充実させるために、今年度に引き続きシーカヤック等の導入及び指導者の育成を図るほか、新たな佐多岬コンシェルジュの育成、昨年9月に第1回目を開催いたしました最南端バイクミーティングの、より効果的な形での実施、町内外のPRサポーターショップとの連携など取り組みを深めてまいります。

なお、様々なソフト事業の推進にあたっては、外部からの目線を生かすため、地域おこし協力隊を積極的に活用することとし、28年度におきましては、新たに1名を採用する計画であります。また、ツーリズム推進協議会による教育旅行の受け入れ拡充を図り、都市部との体験交流事業の取り組みを深めてまいります。

本町は大隅半島の最先端に位置し、対岸の山川港と結ぶ航路も運航されていることから、広域的な観光客の動向を把握し、より効果的な対策を講じる必要があります。

本町が参加する、大隅広域観光開発推進会議、南隅地区観光連絡協議会、いぶすき広域観光推進協議会などにおける観光PR事業、各種イベント等において、他の市町と十分に連携を図ってまいります。

また、昨年度からは薩摩半島南部の4市と連携して、香港など東アジアにおける観光キャンペーン及び物流構築事業を展開しておりますが、今後のインバウンド観光の進展、国際的な物流の加速化などを見据え、引き続き取り組みを進めてまいります。

更に、日本本土四極による広域連携事業として、根室市、稚内市、佐世保市とともに四極踏破証明書の発行に取り組み、全国を巡る旅人の誘客・取り込みを図ってまいります。

定住促進対策につきましては、少子高齢化・過疎化が進む中、情報発信を積極的に行い、移住・定住を考えておられる方や移住体験等のため、来町される方々に対し、旅費の一部助成や、一定要件のもとにおいて、移住者に対し家賃の一部助成を実施してまいります。また、町内外からの定住希望者に対し「定住促進住宅取得資金補助金」を一部拡充し、町外からの子育て世代の移住者が新築した場合、年齢特例加算を行うことにより定住促進を図ります。

更に、空き家の有効活用を図るために、地域住民への空き家バンクの周知を図りながら、これまで以上に新しい家屋情報を提供し、町内はもとより町外からの定住が図られるよう取組を深めてまいります。

ふるさと納税寄付金につきましては、制度発足以来、全国各地から「南大隅町を応援したい」という方々から、ご協力を頂いておりますが、本年度から民間広告事業者と連携し、更に専門サイトを活用した情報発信による全国的な広報を行い、納税者には、地元農林水産物や特産品などを返礼することにより、地域経済の活性化を図ってまいります。また、これまでどおり、各地の県人会や南大隅会・同窓会等でも新たな制度説明を強力に推進し、ふるさと納税のPRに努めてまいります。

公共交通対策は、過疎高齢化が進む中、交通空白地帯の解消を図る、最も重要な課題であります。根占地区では、事前予約による「乗合タクシー」の運行と、城内・横別府地区・川北川南地区の一部で、フリー乗降ができるコミュニティバスを運行しております。また、佐多地区におきましても、スクールバスの一般混乗やフリー乗降のコミュニティバス・温泉送迎バスと絡めながら交通空白地帯の解消に努めております。

今後、利用状況を見ながら、運行路線の見直しを行い、利用者の利便性の高い公共交通体系の確立に努めてまいります。併せて、海の国道としての役割を担っている「山川根占航路」につきましては、山川根占航路運航推進協議会と連携し、利用促進と安定的運航、要望の多い増便運航について、関係機関との取組を進めてまいります。

商工業対策の推進は、高齢化や商工会会員の減少など厳しい状況にありますが、商工会

が行う組織活性化事業や、経営改善普及事業、ネッピー商品券発行補助事業などに対して支援を行い、商工業者の経営の安定・事業の活性化を図るとともに、観光振興と連動した地域商工業を発展させる支援策を、商工会と連携しながら推進して参ります。

今年度は、商業者施設改修支援事業により、空き店舗改修や商工会加入者の施設改修などに対して、一部助成をし経営支援を図ります。

また、夏祭りやドラゴンボートフェスティバル・青空市などの組織活性化事業や、「商工業振興資金利子補給事業」等の経営安定支援や新規創業・事業継承支援、特産品や加工品等の販路拡大支援、商店街活性化へ向けた特産品PRなど、商工会の自主的・主体的な取り組みの支援を図ってまいります。

街路灯管理につきましても、施設の維持補修に係る支援を行い、商工会や商店街通り会との協議を踏まえ、景観確保や安全対策を図ってまいります。

地域活性化策のため、新たに今年度から、若者の定住と婚活事業の一環として、町内居住の婚姻者に結婚祝い金を交付するほか、商工会、青年団、南大隅魁など各種団体と連携を図り、引き続き大隅地域の広域的な婚活イベントにも積極的に取り組んでまいります。

また、企業誘致など雇用対策につきましては、誘致による雇用の創出や新たな税収確保などを目指して、県や関係機関等からの情報収集に努めます。併せて、学校跡地など公共施設の利活用や循環型自然エネルギー事業への取組の推進、企画提案型まちづくり助成事業による地域まちづくり活動や地域コミュニティ組織の育成、消費生活相談業務の広域的対応を推進してまいります。

更に、「子や孫に感動を伝えるまちづくり」を基本構想とした、第2次総合振興計画、過疎地域自立促進計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく、各種事業の展開と年次的な見直し検証を図り、取り組みを深めてまいります。

続きまして、まちづくり・生活環境関連であります。住民の産業経済の推進、安心安全なまちづくり、居住環境の整備向上を図るため、県事業等と併せ、効率的・計画的な社会基盤の整備を進めてまいります。

道路整備につきましては、住民生活の利便性の向上と、通行の安全確保等を図るため、計画的な維持管理とともに、新たな発展を目指し広域幹線の整備を見据えた道路交通体系の整備や観光を意識したアクセス整備等を進めることとしております。

本年度の町道新設整備につきましては、経済活性化の効率化を高め、安全で快適な道路整備及び観光スポットへのアクセス整備等のため、塩入横別府線、馬籠松山線、出口栗之脇線、白木原別府線など、8路線の改良舗装整備を実施してまいります。

維持補修としましては、佐多岬ロードパーク線、貫見西本線、辺塚新迫線、根占中学校線など、22路線の維持補修を実施します。また、本年度は、社会資本整備総合交付金事業により第二岩崎隧道の補修を実施し、佐多岬開発の完成までには完了する予定であり、観光入込客等の安全確保を図る整備などを進めてまいります。

橋梁補修については、長寿命化計画に沿って社会資本整備総合交付金事業により、年次的に進める計画であり、景観対策につきましては、引き続き観光ルート景観整備の一環としまして、沿線の花いっぱい事業などを進めてまいります。

また、道路の支障木伐採事業は、各自治会のご協力を賜りながら実施することとしております。その他、町道の簡易な除草、側溝清掃等につきましては、地域の方々の自主的な活動や地域ボランティア等のご協力をいただきながら、シルバー人材センターの活用促進を図り、快適な道路の維持管理を図るとともに、交通安全対策の推進やパトロール等を行いながら、安全かつ円滑な道路交通の確保、道路の適正管理に努めてまいります。

国、県の関連事業につきましては、国道269号線道路整備（伊座敷トンネル）、県道鹿屋吾平佐多線道路整備（郡地区）、広域基幹河川改修（雄川）、根占港整備、伊座敷漁港農山漁村地域整備は、継続的に整備されることになっております。県道辺塚・根占線（出口・赤瀬川間）、県道内之浦佐多線（瀬戸山坂）、県道鹿屋吾平佐多線（大竹野・大中尾間）の未整備地区につきましては緊急性の高い路線でありますので、早期採択に向け引き続き要請活動をするとともに、昨年行われました大隅縦貫道整備促進決起大会での決議を強力に推進し、事業整備の促進や鹿屋市から南大隅町間の未着手区間の早期事業化が図られるよう、関係機関・団体との連携を強化し取り組んでまいります。

居住環境整備であります。子育て世代、高齢者等にとって、快適で安心・安全な住宅環境の質の向上を目指すとともに、「住み続ける住宅助成事業」については要望も多いことから、引き続き定住促進を図るため事業の拡充を図ってまいります。また、住宅改修支援事業等を進めることで、地域経済の活性化及び雇用の拡大に繋がるよう取り組んでまいります。

町営・公営住宅については、本町への定住促進を図るため、安全で快適な住宅環境整備を促進します。安心・安全な住まいを確保するため、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期的な視点で計画的な住宅ストックの整備を進めてまいります。本年度は公営住宅建て替えの第2弾として、まち住宅の現地建替事業を実施する計画であります。

空き家実態調査事業についてであります。本町におきましても、人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、空き屋等が年々増加している状況にあります。適切に管理されていない空き屋は、防災・安全面等で住民の生活環境に大きく影響することから、本年度は、「空き家実態調査」及び「空き家対策計画策定業務」を実施し、国の空屋等に関する施策の基本方針に即し、本町の实情に合った空き屋等対策を検討してまいります。

生活排水処理施設の整備については、依然として汚水処理普及率が低い状態にあります。生活排水により本町を取り巻く海・川などの公共用水域の汚濁を防止するため、更なる推進を図りたいと思います。自然の保全は勿論であります。快適な生活を営むための生活環境整備を図るためにも、新たに嵩上支援を創設し、PR活動等の取り組みを強化しながら合併処理浄化槽の整備促進に努めてまいります。

農地・農業用施設整備等につきましては、保全管理する活動や長寿命化のための補修・更新など、農村環境の持つ多くの役割を維持するための地域活動に対し、継続的な支援を行うとともに、維持・発展を図ってまいります。また、農家の方々の高齢化に伴い営農上、圃場進入路や支障ある極小規模的な維持補修については、引き続き機械借り上げ等での支援や、生コン等の原材料支給により、農作物の荷傷み防止を図るとともに、作業労力の軽減化や利便性、安全性の高い農地の利活用ができるように支援してまいります。

簡易水道事業についてであります。水道事業は最も重要なライフラインの一つであります。安定した給水を持続させるため、引き続き、国庫補助事業により佐多地区簡易水道統合事業などを実施し、老朽化した関連施設の更新や改良を計画的かつ効率的に進めて参りたいと考えております。

本年度の主な事業としましては、佐多地区簡易水道事業統合事業を実施し、平成29年度完成に向けて、水量確保と経営の安定化に努めてまいります。

国は、平成26年度補正予算による「地域住民生活等緊急支援交付金」、平成27年度補正予算による「加速化交付金」で地方を後押しし、更に、平成28年度当初予算案には、新たに「地方創生推進交付金」及び各省庁に関連予算を盛り込み、地方創生の動きを本格

化させております。

本町におきましては、少子高齢化、過疎化が進む状況の中で取り組むべき課題を解決すべく、平成27年10月に策定しました「南大隅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「移住・定住の促進と安心して子育てができる環境づくり」「産業の育成と雇用の安定」「観光振興による交流人口の増加」そして、「町民の暮らしを守るとともに地域コミュニティの充実を図る」と、いう基本目標に沿って、一つ一つの事業にスピード感を持ちつつ、丁寧に実施してまいります。

本町の「人口減少に歯止めをかけ、持続可能な町づくり」のためには、議会と行政の連携はもちろんのこと、町民各位、町内の各団体との連携も今後更に発展させていかなければなりません。また、町外から見た南大隅町についても常に意識し、施策に反映するため、共同研究として「地域に温存する資源や機能等の活用を図りながら、地域社会の発展に寄与すること」を目的に、過日、鹿児島国際大学と包括連携協定を締結したところでもございます。

地方創生に係る個別の事業につきましては、各課連携体制の下で実施してまいります。失敗を恐れずにチャレンジし、事業の成果を的確に検証の上、PDCAサイクルにより、効果の高い事業へと移行させながら進めてまいります。

行政改革については、引き続き取り組みを継続してまいります。行政機構については、合併時183名の職員が平成27年4月1日には124名となり、平成28年3月に4名の退職、平成28年に7名を新規採用、鹿児島県庁と県大阪事務所に各1名を派遣する予定であります。今後も適正な職員数を確保するため、退職者数に応じた適正規模の新規採用と併せ、豊富な行政経験を有する再任用職員の有効的な活用、民間委託等への推進を行い、正確、円滑、効率的な行財政運営に心掛けていきます。また、行政サービスの低下を招く事がないよう人事評価制度の更なる充実と、スキルアップのため自治大学校をはじめ、各種研修制度を積極的に活用してまいります。

官公庁の高速通信網の整備は住民サービスにも直結しており、今年度は佐多地区の未整備区間に年次的な措置として、超高速ブロードバンド基盤整備を行います。佐多地区超高速ブロードバンド基盤整備につきましては、そのほとんどが山間地や遠隔地であるため民間の通信事業者の整備が見込めないところであり、整備費用の一部を負担し、超高速ブロードバンドの整備を行おうとするものであります。この事業により、佐多交換局の一部エリア及び大泊交換局エリアの情報基盤が整備され、地域住民の情報格差を是正し、更には定住促進・福祉・教育・観光・企業誘致等への新規事業創生を図っていきたいと考えております。

**議長（大村明雄君）**

休憩します。

13 : 53
～
14 : 05

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 町長（森田俊彦君）

町有財産の管理については、平成27年度末に完成します「公共施設等総合管理計画」に基づき、町民の利便性を考慮しながら最少の経費で最大の効果を発揮していくため、個別の公共施設に係るコスト削減や機能改善等、将来を見据えた長期的かつ分野横断的な視点に立って、地域の特性を考慮しながら、後世に残したい町有財産の適正配置に向け取り組んでまいります。

また、世代間を問わずコミュニケーションを図ることができるグラウンドゴルフをはじめとして、要望の多い多目的に活用できる健康づくりの広場を、川南塩入地区に計画し、競技人口の増加により利用者の楽しみの場を提供することで、健康づくりと併せて医療費抑制の側面効果も図ってまいります。

広報広聴の推進強化については、リニューアルしたホームページや「広報南大隅」を活用し、行政情報はもとより、移住・定住や集客、ふるさと納税につながるような新しい情報の発信に努めてまいります。

財政運営におきましては、自主財源の確保は重要な課題であります。しかしながら、自主財源の根幹であります町税につきましては、人口減少と高齢化の加速により年々厳しさを増し、安定した税収確保が厳しい状況にあるなか、一方では地域の実情や住民のニーズに応じたきめ細かな施策要望も多様化しており、町税の収入確保は極めて重要であります。

このような状況下、税の公平性の観点から適正課税に努めるとともに、債権回収プロジェクトチームによる徴収体制の連携を図り、滞納管理システムの活用により更なる滞納整理の強化に努めます。今後は、更に納入時間等に制約のある利用者等の利便性を向上させるため、平成29年度からコンビニ収納稼働を目指し、今年度はスケジュールに沿ってシステム改修等に取り組み、納税者の不公平感をなくすとともに自主納税の推進を図り財源確保に努めてまいります。

固定資産土地評価委託業務では、平成30年度土地評価替えの準備作業として、不動産鑑定士による現地調査等を踏まえ専門的見地に基づく精度の高い土地評価基礎資料を作成することにより、納税者に対し説明責任を果たし、適正で公平な課税事務を維持推進します。

地籍調査事業では、土地の境界・面積・形状などがデータ化され、公共事業の円滑化、不公平課税の是正、災害等の復旧が円滑に進められるようになります。今年度は、佐多伊座敷の一部字永山地区（0.81㎢）を直営で実施し、佐多馬籠の一部字馬籠地区 他5字（0.44㎢）を外注委託で実施する計画であり、平成25年度までの進捗率（認証済）は、27.9%となっております。

安心安全なまちづくりにつきましては、本町においても身近なところで盗難やお年寄りを狙った悪質事案が発生しております。防犯対策については、近年の犯罪・事故を鑑み、錦江警察署と協議し、事件事故被害の未然防止、抑止のため、本年2月から町内9箇所に防犯カメラを設置、錦江警察署と映像提供に関する協定を締結し、認知高齢者等の行方不明者の動向把握にも役立てるもので、安心安全なまちづくりに町民の多くより感謝されております。

特に高齢者を対象とした悪質な犯罪が多岐・多種にわたり増加しています。窃盗などの刑法犯罪や飲酒運転など悪質交通違反も増加傾向にあり、高齢者の多い本町では、より安全で安心なまちづくりを推進するうえで、しっかりと対策を講じる必要があります。また、今後も住民が安全で安心な生活を実感できるような施策に積極的に取り組んでまいります。

消防防災対策については、本町のみならず全国的に過疎高齢化による独居老人の増加や

生活様式の変化により、災害の潜在的な危険性は高まり、災害も複雑多様化し、消防防災業務の充実強化とその重要性は一層高まっております。

平成27年度から3ヶ年計画で着手しております「防災行政無線デジタル化整備事業」については、2年目を迎え28年度は再送信子局、屋外拡声局、戸別受信機の整備を進めてまいります。昨年度に引き続き、町民の皆様に緊急情報などを確実に伝える情報伝達手段として防災行政無線デジタル化の、平成29年度の事業完了をめざして消防防災機能の強化を図ってまいります。

また、今年度は、佐多地区郡分団の消防ポンプ車を更新導入する計画であり、今後も各分団の車両を、購入から25年以上経過したものから順次更新し、不測の事態に備え、消防資機材の整備を年次的に進め、今後とも町民が安心して安全に暮らせる「災害に強いまちづくり」に向けて総合的に取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、毎月はじめに各関係機関と協力し、主要交差点での立哨指導を行うとともに、各季交通安全キャンペーンなどにより啓発活動の充実を図ってまいります。

また、関係機関と連携しながら、交通安全教育や交通安全施設の整備を進め、交通事故発生件数は減少傾向ではありますが、啓発活動を推進し引き続き事故件数の縮減を図ってまいります。

次に福祉施策について述べさせていただきます。

全国的に高齢化が進む中、鹿児島県1位の高齢化率は、言うまでもありません。本町の「福祉」を取り巻く状況として、近況で申し上げますと、一時期テレビ、新聞等で本町の福祉事業が取り上げられ、県内外の関係機関による研修等で来訪を受けておりますが、私からは「本町は何ら、先進地ではなく、高齢化で10年先を進むこの町で、本町独自に今なすべきことをやっているだけであります！」と、申し上げます。

「高齢者が多い」という「マイナス」のイメージから、「いろんな経験を踏まれた高齢者がこんなにもいて下さる」という「温故知新」の「プラス」のイメージ、この観点から本年度目指す「福祉の拡充」について、まず、これまで鹿児島国際大学の協力を得て地域の現状について調査等行ってまいりましたが、平成28年度までに、新たな「地域福祉計画」を策定し、本町に合った、本町地域ごとに求められる中期、長期にわたる医療、介護、福祉の方向性を示してまいります。

昨年から実施した「高齢者生きがい支援事業」では、グラウンドゴルフの愛好者も増え、あるお年寄りには「杖を使う回数が減った」などのご意見も頂いているところであり、程良い運動と地域のコミュニケーションにより、引きこもり解消が図られてきたところであり、今後とも、全面的に支援し更なるスポーツ愛好者、そして元気高齢者が増えることを期待しているところでございます。

また、同じく高齢者福祉支援事業では、県下でも例の少ない法定外の給付事業であります。これまで不可能とされていた介護に準じた住宅改修も可能となるため、介護保険で賄えない改修により、経済的負担により改修を断念せざるを得なかった介護認定者の住環境が大きく様変わりし、理想とされる「在宅での生活」も可能となるものと考えております。

次に、平成27年度、県下7か所の県事業指定を受けて着手した、社会福祉法人を中心とした、NPOやボランティア団体が連携・協力して相互に支え合う、地域コミュニティ形成を育成し、誰もが生きがいを持って暮らせる町づくりを目指す「多世代・多機能型の支援拠点事業」については、子供から高齢者まで誰もが気軽に集い、必要な支援を受けることが出来ると共に、住民自らサービスを提供することができる「多世代・多機能型の福

社拠点施設事業」として、向こう2年間は県の支援を受けてその体制整備を図ってまいります。併せて事業費の中で、佐多地区でのサテライトとしての出先機関も検討してまいります。

生きがい対応型デイサービス事業については、「多世代・多機能型の支援拠点事業」の導入により、従来の事業内容を見直し、多職種のコミュニケーションづくりが在宅介護者の「癒し」につながることもなります。今後においても、支え合いを理念とした、介護する側の心身の負担軽減と併せた支援事業として同事業は継続してまいります。

昨年から実施しておりますレスパイト支援研修では、同じような環境のもとで暮らしている介護者同士の情報交換等、相互のコミュニケーションづくりが在宅介護者の「癒し」につながることもなります。今後においても、支え合いを理念とした、介護する側の心身の負担軽減と併せた支援事業として同事業は継続してまいります。

同じく、町単事業の介護支援ヘルパー養成においても一定の成果を上げておりますが、本年は肝属郡医師会立病院とも連携した広域のヘルパー養成も協議しております。現在のところ、国の事業を予定したいと考えておりますが、事業概要が分かり次第、マンパワー不足を補う事業として協働で着手したいと考えております。また、併せてヘルパー補助員としたシルバー人材センター会員の養成、活用も引き続き行ってまいります。

また、緊急通報サポートシステムの有益性と利便性を考慮し、利用枠の拡大策として、収入等に応じた段階的な負担をお願いすることとした、誰でも利用できるシステムにしたいと考えております。これにより、独居等の弱者に限らず誰でも一定の負担を負うことで、夜間でも医療についての相談ができることで利便性が高くなるものと考えます。

「食」の自立支援事業においては、昨年、弁当配達の際、配達員が戸締まり等の異変に気づき、その後の通報により一命を取り留めた事例もありましたが、今後も関係機関と連携を密にし、見守り活動も含めた配食サービスに努めてまいります。

次に、生活困窮者自立支援事業においては、現在、県の補助を受け一部社会福祉協議会へ委託し、困窮者の実態把握及び相談に対応しておりますが、平成28年度から新たに福祉事務所管内の大隅地区全域を対象とした「生活困窮者自立支援事業」として立ち上げる予定と伺っております。シルバー人材センターを介し、これまで多岐にわたる就労支援事業推進の取り組みを行ってまいりましたが、今回の県の動向を受け、生活困窮者、就労支援の一元化を図り、社会福祉協議会、シルバー人材センター合同で取り組んでまいりたいと考えております。併せてフードバンクの活用も推進してまいります。

また、NPOもマンパワーの不足が懸念されている本町においては大切な資源であり人材でもあります。有益性から、これまでも支援してまいりましたが、今後とも県事業等活用し福祉に関するNPO支援として、立ち上げ等バックアップしてまいります。

民生委員・児童委員については、昨年、初めての試みではありましたが、郷里を残し関西方面で居住されている方々への訪問を兼ねて「関西南大隅会」に参加いただきました。異郷の地で暮らしている方々との懇親の中で、委員の皆さんはことごとく自分が地域に貢献している意義を再確認いただけたようであります。今後の活動への意識、意欲も掻き立てられたと伺っております。このようなことから当面同研修は、継続したいと考えております。

障がい者福祉につきましては、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会づくりのため、障がい者が必要とする障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を推進し、障がい者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。また、本年度は新たに、仮称ではありますが「障がい者家族の集い」を呼び掛け、障がいを持つご本人、並びに家族の情報交換と併せ支援を行ってまいります。

また、障がい者及び75歳以上免許不所持者並びに免許返納者の、交通弱者等の交通手段の確保としてタクシー利用助成も暫定的に支援してまいります。国の規制改革実施計画等の動向も踏まえた上で、本町なりの特区等、ニーズに合った支援策を検討してまいります。

次に子育てについて申し上げます。

私は昨年、この場で「母親になるなら南大隅町」「父親になるなら南大隅町」と申し上げ、諸施策を進めてまいりました。本年も新成人をお祝いいたしました。挨拶の中で私は3回「子育てするなら南大隅町」と新成人に申し上げました。「いつか帰ってこいよ」の意味を含め申し上げたつもりです。そのためにも子育てしやすい環境を整えなければなりません。

これまでも子育て支援特別手当を支給し、第3子、第4子と増えてきております。大変喜ばしいことと考えております。また、18歳までの医療費無料化、給食費の軽減化も巧を奏しているものと考えます。そして次なる課題として対応すべきは幼児期の「子育て」であります。保育の環境として町内社会福祉法人のご理解、ご協力いただき感謝しておりますが、保育料においては改善の余地があると考えております。

「安心して第3子が生まれやすい環境づくり」このために、同時入園に限らず第3子目以降の保育料無料化が実施されてまいります。また、併せて県下でも例の少ない「日曜保育」実現に向けても関係事業所等と協議してまいります。

次に、昨年、住民総参加型のスポーツイベントとして、公益財団法人、笹川スポーツ財団主催の「チャレンジデー」に「FUKUSHI（ふくし）」をテーマとし、チャレンジいたしました。老若男女、老いも若きも汗し、町制10周年に花を添えたいと考えておりました。結果につきましては参加率がわずかに6.5%及ばず敗戦はいたしました。「町民、心をひとつに」のメッセージは伝わったものと考えております。なお、この機運を維持していくためには継続が必要であり、今後においては改善も含めNPO等への委託など「民活」も想定しながら進めてまいります。

また、多世代交流イベントとした「雄川フェスタ」も、県事業であります半島特定地域「元気おこし」事業の一環とした福祉イベントとして4年目を迎え、「福祉の拡大」をテーマにした新たな方向性と可能性について進めてまいります。

次に社会福祉協議会についてであります。社会福祉協議会が持つ今後の可能性について、公的サービスで賄えない町民の福祉ニーズに対して、行政や関係機関との連携を図りながら、全ての町民が安心して暮らせる街づくりを目標に、社協の持つ「社会福祉法人」としての住民との関係性を十分に機能、発揮させてまいります。今後さらに多岐にわたる福祉の需要度が高まることが予想されますが、官民一体となった福祉の先進的社協となるべく取り組んでまいります。

また、要介護1から5、認知高齢者、障がい者等を対象とした「在宅介護者のふれあい会」を発足させ、根占、佐多地区において、年間それぞれ3回ずつ開催したいと考えております。このため、介護者が安心して参加ができるように、老人福祉センターにて預かり介護が行えるようにいたします。また、介護に関する悩みや介護についての技術の習得、町外での研修などの介護者同士のコミュニケーションの機会も積極的に図ってまいります。

地域サロンの展望については、現在県下でもトップクラスの組織となっておりますが、48か所のうち根占地区が28カ所、佐多地区が20カ所で「ふれあいいきいきサロン」を展開しており、地域ボランティアの181名が主となった住民参加型の自主事業となっております。今後においても、更にサロン組織を増やし、ボランティア研修を行う中で地

域住民の自助、共助への意識を高めてまいります。また、地域包括支援センターの介護予防教室についても、元気高齢者の生活をさらに維持できるよう参加を啓発してまいります。

「寄りっ住も家事業」の推進については、現在、発足後2年間、佐多地区の2か所、西方自治会と折山自治会において、寄りっ住も家事業が継続されておりますが、今後更に他の地域へも「福祉座談会」として精力的に出向き推奨してまいります。これにより、地域に残る「結い」の精神を喚起するとともに、過疎地域への福祉、介護に関する情報伝達や集落の自助、共助によるコミュニケーションを大切にできる集落の維持に努めることができるものと考えております。

老人クラブについては、現在1,100名程の会員で活動しております。老人クラブの会員増強に努めながら、それぞれの単老ごとに会員同士の見守り活動や介護予防教室等への積極的な参加を呼びかけてまいります。

有償ボランティア事業の推進については、介護保険や各種介護事業で賄えない困りごとを有償ボランティア、登録60名で対応しておりますが、平成26年度は168回の支援を行っており、平成27年度は12月末現在で既に161回と、年々需要は増え、地域の中で事業が着実に浸透してきております。今後、事業はさらに多様化していくものと考えられますが、ボランティア登録者ならびに利用者の拡大について積極的に啓発を行うなど「ちょっとした困りごとをワンコインで」できる、地域そして高齢者等に喜ばれる事業として推進してまいります。

これまでに廃校等を活用した小規模多機能施設について調査、研究してまいりましたが、検証の結果、短時間での要介護者の預かりや施設サービスが満床で使えない方々に対して、小規模でのデイサービスやショートステイを行い、介護者が余暇を持って、自分の用事や社会参加のできる環境づくりが必要であると考えております。今年度においては、国、県等の事業に照らし、廃校等利活用の可能性について立案いたします。

次にシルバー人材センターについてであります。これまで町内外の事業者、個人から要請のある伐採・刈払・農作業等の請負事業及び町道・農道・林道など公共に関する維持管理委託業務を主に事業を展開しておりますが、今後、子育てや介護関連分野及び季節的に人手不足となる事業所等への会員派遣事業も同様に精力的に推進してまいります。

更に、請負・派遣業務のみでは、会員の多種多様な就業ニーズに応えられないことから、シルバー人材センターでオリジナル焼酎の作製や独自の事業を拡大展開して参ります。また、「佐多岬」・「雄川の滝」の観光客を対象に、そば等地元食材を活用した「シルバー食堂」の検討も進めてまいります。更に、シルバー世代に限らず県事業を活用し、地方創生の一環としてUターン、Iターン者向けの職業斡旋紹介の事業が展開できないか調査、検討を進めてまいります。

続いて、介護保険事業について申し上げます。

平成29年度から施行される国の改正の基本は、介護予防の利用者をサービスの対象から外し、要介護者の重度化予防・機能維持にサービスモデルをシフトしていこうという方向性と、「予防サービスの訪問型と通所型」の委託を受けていこう、という方向性かと考えます。いわゆる、介護予防事業が市町村事業へと移管されることになる訳ですが、私としてはチャンスだと捉えています。いわゆる本町なりのオリジナリティが生かせる「自分たちの町は自分たちで守り、築いていく」ということであり、ニーズに合ったサービスが実現しやすくなります。

また一方では、特に介護予防サービスに軸足を置いている一般事業者は、これまで以上に情報を適切にキャッチし、革新の方向性を深めていくと同時に、何より目の前のご利用

者との関係づくりに、努めていただくことが必要になるものと思われま。正に必要とされる事業内容を根本的に見直し、本町に最良の施策は何かを問う良い機会かとも考えています。

これからの介護予防は本町の特色、特徴を活かすことで、より元気な高齢者が増え、このことがこれからの地域づくり・まちづくりとして地域に互助の仕組みが整い、介護保険サービス、更には介護保険料の適正化につながるものと考えております。以上のようなことから、この数年が南大隅町の自治体としての力が試され、発揮、向上させる絶好のチャンスと捉えています。

次に認知症対策についてであります。一昨年前、全国において14ヶ所のモデルとしてスタートした認知症初期集中支援チームも年を重ねるごとにその内容は充実してきております。今後においても、次へのステップとして支援担当職種のスキルアップと認知症対応力のケア向上を図るとともに、在宅患者・医療・介護・福祉面の支援の改善を図り、地域に対しては寸劇等により認知症に対する理解の啓発活動と、児童・生徒等の認知症サポーターの養成を図るなど生涯学習としても捉え、インフォーマルな地域支援との連携を推し進めてまいります。これらのことが、地域包括ケア体制構築への基盤づくりとなるものと考えております。

また、認知症初期集中支援チーム、在宅医療介護連携推進事業の一部を肝属郡医師会立病院に委託し、事業継続とその内容の充実を図ってまいります。誰もが望む、「在宅でも安心して暮らせる町」の実現には、在宅医療において地域の中心的役割を果たす肝属郡医師会立病院との連携は不可欠であります。生活を分断しないための医療介護連携は、入院前より退院後の生活を見据えた支援が必要となります。そのためにも地域医療室においては、院内では退院へ向けた支援の調整を図り、町はそのための現状と課題、今後の方向性について意識を共有しておく必要があるものと考えます。また、肝属郡医師会立病院は南隅地域の中核病院でもあるため、錦江町と連携を図りながら事業を展開していくことが重要と考えております。

在宅介護支援についてであります。地域福祉座談会報告により、町民が住み慣れた環境で療養を望んでいることから、地域で安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指すと共に、介護・医療・住まい・生活支援・予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び在宅医療・介護連携を推進してまいります。このことに併せて本年は新たに介護認定調査員養成も行ってまいります。

また、本年は生活支援体制整備事業を活用した協議会の設置や生活支援コーディネーターを配置し、多様な取組みのコーディネート機能を担うと共に、地域資源の開発やサービス提供関係者間との連携体制と地域支援のニーズをマッチングする機能の充実を図ってまいります。

高齢者元気度アップポイント事業の継続については、地域の互助活動を活性化し、高齢者の自発性を促し、地域全体で支える地域包括ケアシステム構築の推進を図る事業として高く評価できるものであり、今後とも参加者に喜んでもらえる内容とするため、検証及び改善を行い継続してまいります。併せてポイント事業のポイントが商品券に代わる有益性を共有いただき新規サロンの拡大にもつなげてまいります。

本町の地域ケア会議について申し上げます。

多職種で構成され、施設入所判定などを主に協議しておりますが、昨年より軽微な判定は町職員に任せ、別途に「町への施策提言の場」として参集者にはご理解いただいております。それぞれの事業所の現場で多職種の皆さんは「法で賄えない部分」を抱えておられ

ます。現行法でできない部分について必要と判断された場合、できるための工夫、可能性について町へ提言のための協議をいただくようお願いいたしております。

このことは正に「現場が答え」の所以であります。

以上、「福祉の拡充」として、これまでに述べました総合的な支援対策を行い、私は胸を張って「こんな町に住んでみたい」と思っていただけの、重点施策としての「福祉の町・南大隅町」を目指してまいります。

子供からお年寄りまで、すべての町民が住み慣れた地域で安心して、生き活きと暮らせるよう、保健・医療の充実を目指し、本年度も、「健康の増進」「保健事業の推進」「地域医療の確保と医療体制」をテーマに各種事業を推進し、乳幼児から高齢者まですべての町民が健康を保持・増進することができる環境と体制の充実を図ってまいります。

まず、「健康の増進」についてであります。健康づくりへの取り組みとしまして、「自分の健康は自分で守る」という意識が必要です。疾病の予防や早期発見、早期治療のためには、健康診断の受診などを通じて多くの町民が生活習慣の改善に取り組み、効果的な健康管理の推進を進めてまいります。

地方創生事業の一つとして、南大隅町への移住・定住促進に取り組んでおりますが、元気で健康に南大隅町へ定住していただくための応援プランとしまして、今年度の新規事業である「ブライダルチェック事業」ならびに「厄年コミコミプラン事業」を実施します。「ブライダルチェック事業」は、婚姻届を提出した夫婦に対して実施するものです。人生の節目にあたる婚姻をきっかけに、夫婦お互いの健康意識、健康感を相互に高め、健診を受ける習慣作りを進めることを目的としています。

また「厄年コミコミプラン」につきましては、3名以上のグループを対象に健診に係る費用の助成を行うものです。仲間同士で健診を受けることにより、健診への抵抗感を緩和するとともに、健康意識の向上を図ってまいります。仲間同士での取り組みになりますので、相乗効果が期待され、健診を受けた後には、保健指導ならびに栄養指導を実施し、食生活の改善で、更なる健康づくりを支援する町づくりを目指し、将来的に医療費の抑制や軽減に努めてまいります。

平成27年度に健康づくりを支援する町づくりを推進するため、町内の公民館代表、各団体、関係機関等のご協力により、「ヘルシーライフプロジェクトみなみおおすすめ協議会」を発足し、作業部会で健康状態や健康課題について協議いたしました。

本年度は、協議会で出された意見を集約しながら、既に実施しております「健康づくりマイレージ事業」を更に拡充を図りながら、町民の健康づくりに取り組んでまいります。併せて、健康づくりは日常生活の中でできるだけ、体を動かすことが重要な鍵となりますので、気軽にできる健康づくりとして、従来から勧めておりますウォーキングをより一層勧めてまいります。

また、平成27年度から始めました根占地区でのノルディックウォーキング運動教室は高い効果も期待できることから多くの参加がありました。本年度は新たに佐多地区においてもノルディックウォーキング運動教室を開催し、より身近な場所での健康づくりを提供していきます。今年1月には、新たに管理栄養士を採用いたしました。食事は、健康づくりの基本であり、現在37名いる食生活改善推進員と協力しながら各地区において、減塩活動・野菜350g普及活動等をより一層推進してまいります。

「母子保健」につきましては、子育て事業の拡充により第3子・第4子の誕生が増える中、より安心して楽しく子育てが行えるよう乳幼児健診の充実ならびに発達・発育を促すための各種事業を今後も引き続き実施してまいります。

また病気の早期発見や重症化予防のため各種健診を推進し、「感染症予防対策」として、定期予防接種の未接種者への接種勧奨の強化と定期外予防接種への一部助成を引き続き実施してまいります。今年度は、町民の負担軽減を図るためインフルエンザ予防接種と、おたふく風邪ワクチン予防接種の増額を行う計画であります。

また、二次予防策の一環としての各種検診、脳ドック、PET検診及び肺がんヘリカルCT受診等の普及促進を図ります。日本人の三大死因は、がん、心臓病、肺炎疾患であります。

がん検診では、昨年度より受診率アップを目標に、検診体制の見直しを図って参りました。2年目にあたる今年度は、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診を重点課題とし、好発年齢層への個別受診勧奨を行いながら、今年度も夕方の時間帯での検診を実施してまいります。更に、女性検診に関しては特に、予約制による待たせない検診を実施し、検診を受けやすい環境整備ならびに受診への抵抗感緩和を図って参ります。

特定健診並びにがん検診は、継続受診が重症化予防に大きな効果をもたらすため、より多くの町民が継続して健診を受診できる体制づくりとして、2年連続受診された方に対し、3年目の健診費用を無料化し、継続受診の意識付けの推進や、重症化予防による医療費の抑制に努めてまいります。

「保健事業の推進」についてであります。国民健康保険事業につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に当たる中心的な役割を担うこととなります。市町村は、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うことになっておりますので、新制度に向けて各市町村と連携を取りながら進めてまいります。

また、国民健康保険財政の状況は年齢構成が高く、医療費水準が高いなどの構造的問題に加え、高齢化の進行、医療技術の進歩による医療費の増大などにより厳しい状況が続いております。そのため、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上、保健事業の充実等による医療費適正化を図り医療給付費の抑制につなげてまいります。

特定健診の受診率は、平成26年度では、56.8%で、平成25年度対比2.4%の伸びを達成しており、最大目標値65%の受診率を目指し一層の受診勧奨と、健診意義の周知に努め、疾病の早期発見、早期治療の重要性と医療費削減に努めてまいります。

「高齢者医療制度」につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合をはじめ、各関係機関との連携により、現在安定的な運営がされております。高齢者の皆様が安心して生活を営むことができるよう広域連合との連携を密にし、引き続き元気で活力のある高齢者であるように健康増進事業に努めてまいります。

また、健康増進を図るための、温泉利用補助券の助成を引き続き行い、町民の健康増進を推奨し、さらに高齢者の健康増進を図るため長寿健診の受診率アップを図り、早期発見・早期治療など、健康指導を推進し健康長寿化を目指します。

「環境衛生」につきましては、循環型社会構築に向けて、限りある有効資源の保全のために、ごみの分別には町民各位のご協力を頂いており、今後も可燃ごみの減量化、リサイクル率の向上を促進してまいります。

平成27年4月1日に南大隅町ふるさと環境美化条例が制定され、佐多岬の再開発に伴い「本土最南端佐多岬」を全国にアピールするため、風光明媚な佐多岬ロードの景観保全を目指し、引き続き看板設置等によるごみのポイ捨て禁止の周知を行います。また悪質な不法投棄に対しては、関係機関と連携を密にし、定期的な巡回、監視を強化し厳しく対処してまいります。

昨年度から、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として、南大隅町空き家バンクに

登録することを条件に、空き家等の家財道具等搬出に係る費用の一部を町が負担し、空き家の有効活用を図ることを目的とし、所有者の負担軽減を図る「南大隅町空き家等環境整備事業」を創設しましたので、引き続き制度の拡充・推進に努めてまいります。

「地域医療の確保と医療体制」についてであります。安心できる医療確保のため、佐多地区の医療体制について、平成27年4月から佐多診療所に医師が常駐となり、旧佐多保健センターを改修し、平成28年1月4日から佐多診療所として開所いたしました。施設の改修により医療設備の充実とリハビリ室を新たに設け、現在支援を頂いている恒心会おぐら病院の整形外科診療の充実が図られたところです。

今後は、リハビリ室を活用し理学療法士等の派遣を依頼し、地域住民の通院等の負担軽減や高齢者の運動機能向上に努めてまいります。また、佐多分署近くに、脳疾患事故や一般疾病等、不測の事態に備えドクターヘリ用の離発着場も新設しました。更に佐多歯科診療所につきましても、前年度に引き続き老朽化した医療機器を更新することにより、地域住民の口腔の健康増進を図り、子供から高齢者の方々まで医療体制が構築され、これまでの不安が解消されましたので、引き続き地域医療の充実を目指してまいります。

また、肝属郡医師会による休日・夜間等の対応として一次救急医療体制となります。在宅当番医制事業や、病院群輪番制事業の充実・推進を図りながら、鹿屋市における広域夜間急病センター事業を継続推進し、医師不足の解消のため、新たに大隅4市5町保健医療推進協議会での産科医師、助産師確保対策や、昨年度から肝属郡医師会立病院と取り組んでおります医師招聘対策事業を継続し、引き続き医師確保を図ります。

なお、本年度は地域医療整備事業を活用し、常駐して頂く医師の生活環境を確保するため、佐多診療所の隣接地に医師専用住宅を新設し、地域に根ざした医療を目指してまいります。

また、郡診療所、大泊診療所につきましては、鹿児島県から、これまでも自治医科大出身の医師を派遣していただいておりますので、引き続き県へ要望してまいります。

これらの事業を推進することにより、長年住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる環境づくりに寄与できるものと考えております。

次に教育行政の推進についてであります。

教育行政につきましては、平成27年度開催しました総合教育会議で決定された「南大隅町教育行政の大綱」に基づき、「誇りの持てる教育・文化のまちづくり」を目標に、未来を担う子どもたちが、豊かな心とたくましい身体を持ち、自ら考え行動する「生きる力」を備え、「ふるさとを愛し、誇りにする子ども」となる良好な環境づくりを推進します。また、郷土の自然や伝統文化・歴史を本町の大切な財産として位置付け、これを保存・継承するとともに、地域や社会の活性化に役立てる方策を検討してまいります。

平成28年度の学校数及び学級数は、小学校2校20学級、中学校2校8学級、幼稚園1園3学級、児童数336人、生徒数149人、園児数21人の計506人となる見込みです。学校教育関係では、昨年度から、子どもたちの土曜日における豊かな教育環境の充実を図るため実施しました「土曜授業」を、今年度も継続する計画です。引き続き、保護者や地域住民・関係団体との連携を深め、学校応援団の活用など社会全体での教育力向上に努めてまいります。

平成28年4月から「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行され、これにより学校現場において「合理的配慮の提供」が義務付けられることになりました。診断書や障害者手帳の有無にかかわらず、障害のある幼児・児童・生徒の個々の教育ニーズに応える配慮を行うため、特別支援教育支援員を学習支援

員と呼び名を変え、より充実した支援を行ってまいります。

また、教職員研修の充実、漢字・英語検定の助成を引き続き行い、学力向上にも取り組みながら、通学路環境整備やスクールバスの安全運行、校内設備・備品等の計画的な改善と整備に努め、更に児童生徒の心の支えとなるスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの活用で、安全・安心な学校生活を送ることができるよう信頼性の高い環境づくりを進めます。

学校給食では、昨年度から給食費一律1,000円の軽減化を行っております。これにより子育て世代支援と地産地消を目的とする地場産物購入助成を継続してまいります。また、県立南大隅高等学校存続対策として、平成27年度寮整備を行いました。平成28年度、入寮生10名で運営が始まります。また下宿生に対する支援も検討しながら、通学費助成、就学支援等の取組を継続し、引き続き南大隅高等学校存続に向けた取り組みを強化してまいります。

学校教育では、一人ひとりの個性に応じて、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくための教育環境や、教育体制の充実を図ることで「生きる力」を育む教育に努めます。

次に社会教育の充実につきまして、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる環境づくりに取り組み、生涯学習の推進については、引き続き、講座の内容、開催方法等を見直し、指導者の育成と町民が参加しやすい講座の開催に努め、また、活力ある地域づくりを推進するため、引き続き花いっぱい運動などを中心とする地区公民館活動の支援を継続します。

青少年の健全育成につきましては、地域ぐるみの健全育成として毎月第3土曜日の「青少年育成の日」における「南端まちづくり活動」が根占地区では定着しておりますが、これを佐多地区でも広げてまいります。また、豊かな体験学習の一環として「サマーチャレンジ」と銘打った異年齢による集団宿泊学習を「阿蘇国立青少年交流の家」で開催し、自主性・協調性・忍耐力を培い、次世代を担うリーダー育成に取り組みます。

文化振興につきましては、昨年国民文化祭南大隅町主催事業の開催を受けて、「すてきな佐多岬、俳句・短歌募集事業」を実施し、佐多岬のPRを兼ねた文化振興事業を実施します。また九州で一番古い図書館を有する本町として、開館記念日を中心にしたイベントを開催し、図書館の利用促進と読書活動の推進を図ってまいります。

歴史・文化財の保存活用では、伝統行事の継承支援を積極的に推進するとともに、特に「九州山口を中心とした明治日本の近代化遺産」の世界遺産登録に関連し、観光と併せ「原の砲台跡」のPRを図ってまいります。

スポーツの振興では、町民総スポーツ参加を基本理念に、気軽に取り組めるウォーキングを推進しながら、本町の自然を活かしたスポーツの推進としてB&G施設の活用による海洋スポーツの普及等に取り組み、特にB&G関係の取組としまして、「海を守る植樹事業」を3年継続事業で「緑の少年団」と連携して実施します。

また、体育協会との連携による「町民運動会」や各種スポーツ大会の開催、「佐多岬マラソン・31度線ウォーク」の開催、サイクルイベント実行委員会との連携による自転車関連事業の開催などを実施します。

平成28年度は、広域的連携の事業として、肝属地区人権フェスタや肝属地区教育振興大会の2つが本町で開催されます。人権フェスタは町民保健課と教育委員会合同での取り組みで開催し、肝属地区教育振興大会は町民文化祭と合わせて実施するなど、イベントの合同開催を進め、より効率的な運営を図ってまいります。

なお、平成32年度に鹿児島県で開催されます国民体育大会につきましても、現在競技

団体や県の体育協会等と協議を重ねており、平成31年度のプレ大会を本大会に向けた準備大会と位置づけ体制づくりを構築していきたいと考えております。

最後になりますが、人口減少問題が、今後の日本を維持していくために大きな課題として国民に浸透し、抜本的解決策としては先行き不透明であります。地方創生総合戦略の2年目がスタートしました。人口減少問題は現実的な課題として、これからの日本を支える社会保障制度の根幹を揺るがす重要課題であります。

全国の自治体があの手この手で人口減少対策に取り組んで行く昨今、全国一律の課題も多い中、本町としても高齢化による独自課題も山積しておりますが、目の前の課題をきっちり捉え、引き続き町民各位のご意見を十分にお聞きしながら、押し寄せる過疎化は否めないものの、今しなければならない地域特性に合った政策を迅速に展開し、わたくしは、8千町民から感謝される町政目標に向かって、今年度も真摯に町政を進めてまいります。

町民皆様のご意見をお聴きし、今年度のキャッチフレーズ「個性豊かな自治会創生」の成就に向けて、わたくしの町政2期8年目の総仕上げを、職員と一丸となり粉骨砕身努力して参りますので、引き続き議員各位の、ご意見お力添えを賜われますようお願い申し上げます。以上、平成28年度施政方針として私の考え方の一端を述べさせていただきます。

引き続き、各議案の提案をご説明させていただきたいと思っております。

議案第70号は、平成28年度南大隅町一般会計予算についてであります。

本案は、平成28年度南大隅町一般会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 債務負担行為、第3条 地方債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億4千9百36万とするもので、前年度と比較して4.50パーセントの増となっております。

また、主要な事業につきましては、施政方針と併せて説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

議案第71号は、平成28年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成28年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 一時借入金、第3条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億1千7百27万9千円とするもので、対前年比1.26パーセントの増となったところでございます。

議案第72号は、平成28年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成28年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1千8百42万5千円とするもので、対前年度比6.92パーセントの減となったところでございます。

議案第73号は、平成28年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成28年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算及び第2条 地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千2百10万6千円とするもので、対前年度比40.43パーセントの減となったところでございます。

議案第74号は、平成28年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてであります。

本案は、平成28年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、

第1条 歳入歳出予算、第2条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4千5百67万5千円とするもので、対前年度比4.66パーセントの増となったところであります。

議案第75号は、平成28年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてであります。

本案は、平成28年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千5百16万5千円とするもので、対前年度比45.40パーセントの増となったところでございます。

議案第76号は、平成28年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成28年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算及び第2条地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6千8百54万4千円とするもので、対前年度比13.06パーセントの減となったところでございます。

議案第77号は、平成28年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成28年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3千7百97万4千円とするもので、対前年度比0.03パーセントの増となったところでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させます。

## 総務課長（石畑博君）

それでは、議案第70号 一般会計予算について御説明いたします。

まず、1ページでございます。

議案第70号 平成28年度南大隅町一般会計予算

平成28年度南大隅町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億4千9百36万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条 地方自治法第230条1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、ご審議下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 町民保健課長（馬見塚大助君）

続きまして、南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。  
特別会計予算書の1ページをお開き下さい。

議案第71号 平成28年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度 南大隅町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億1千7百27万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

（一時借入金）第2条 地方自治法 第235条の3 第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は7千万円とする。

（歳出予算の流用）第3条 地方自治法第220条 第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしく申し上げます。

### 建設課長（石走和人君）

続きまして、議案第72号について、ご説明いたします。

24ページをお開き下さい。

議案第72号 平成28年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算

平成28年度南大隅町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1千8百42万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

以上、よろしく申し上げます。

### 支所長（田中明郎君）

引き続きまして、44ページをお願いします。

議案第73号 平成28年度南大隅町診療所事業特別会計予算の説明をいたします。

議案第73号 平成28年度南大隅町診療所事業特別会計予算

平成28年度南大隅町の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4千2百10万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

以上、よろしく審議、ご決定下さいますよう、よろしく申し上げます。

### 介護福祉課長（水流祥雅君）

引き続き、予算書66ページをお開き下さい。議案第74号でございます。

平成28年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

平成28年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4千5百67万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

引き続きまして、87ページをお開き下さい。

議案第75号でございます。

平成28年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算

平成28年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千5百16万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくお願い申し上げます。

### 支所長（田中明郎君）

94ページお願いします。

議案第76号 平成28年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案第76号 平成28年度南大隅町下水道事業特別会計予算

平成28年度南大隅町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6千8百54万4千と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

以上、よろしくご説明いたします。

### 町民保健課長（馬見塚大助君）

続きまして、南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明いたします。

103ページをお開きください。

議案第77号平成28年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算

平成28年度 南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3千7百97万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしく申し上げます。

#### 議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第70号 平成28年度 南大隅町一般会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第71号 平成28年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第72号 平成28年度 南大隅町簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第73号 平成28年度 南大隅町診療所事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第74号 平成28年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

次に、議案第75号 平成28年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

次に、議案第76号 平成28年度 南大隅町下水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

次に、議案第77号 平成28年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第70号から議案第77号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号から議案第77号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き予算審査特別委員会を招集します。  
委員長、副委員長の互選をお願いします。  
互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。  
全員協議会室をお願いします。

**議長（大村明雄君）**

暫時休憩します。

15 : 15
～
15 : 29

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に日高 孝壽君、副委員長に井之上 一弘君が互選されましたので報告します。

## ▼ 散 会

**議長（大村明雄君）**

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月22日、午前10時から開きます。

3月7日からは、予算審査特別委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散会 : 平成28年3月3日 午後3時30分